

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成20年11月18日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

11月18日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
補足説明（佐藤保健福祉部長、福永保健福祉部理事、紀田生活環境部長） 質疑（大澤千恵子委員、山崎雅数委員、村上英明委員）	
散会の宣告	70

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成20年11月18日(火) 午前10時 1分 開会
午後 4時58分 散会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長 上村高義	副委員長 川口純子	委員 山崎雅数
委員 大澤千恵子	委員 村上英明	委員 嶋野浩一郎

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝	
生活環境部長 紀田光司	同部次長兼環境業務課長 水田和男	
同部参事兼市民課長 村江 卓	自治振興課長 萩原 明	
産業振興課長 藤井智哉	同課参事兼農業委員会事務局長 田橋正一	
同課参事 鈴木康之	環境対策課長 池上敦実	
環境センター長 五里江路人		
保健福祉部長 佐藤芳雄	同部理事 福永富美子	
同部次長兼地域福祉課長 登阪 弘	同部参事兼こども育成課長 稲村幸子	
地域福祉課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子	障害福祉課長 堤 守	
生活支援課長 東澗順二	介護保険課長 山田雅也	国保年金課長 野村眞二
同課参事 大嶋良一	同課参事 寺田 博	健康推進課長 阪口 昇
こども育成課参事 船寺順治	同課参事 白山真知子	同課参事 寺田加代子

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局書記 寺前和恵

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第7号 平成19年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第3号 平成19年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第4号 平成19年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第8号 平成19年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時1分 開会)

○上村高義委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

連日、秋の行事等々でお忙しい中、きょうは民生常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、平成19年度の一般会計歳入歳出決算認定の件所管分のほか4件についてご審議を賜るわけでございますが、何とぞ慎重審査の上、ご認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

一たん退席いたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○上村高義委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は山崎委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

佐藤保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 それでは、認定第1号、平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、保健福祉部生活支援課、障害福祉課、こども育成課、国保年金課及び介護保険課が所管しております事項につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

す。

まず、歳入でございますが、32ページ、款12、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、民生費負担金は、前年度に比べ6.9%、約5,151万円の増となっております。これは、障害者自立支援法に基づく市立施設のサービスに係る介護給付費の支払いの仕組みが変わり、負担金となったことなどが主なものでございます。

40ページ、款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金は、前年度に比べ5.6%、約1億3,447万円の増となっております。

なお、昨年度、身体障害者福祉費負担金及び知的障害者福祉費負担金で歳入しておりました施設訓練等支援負担金は、社会福祉費負担金の障害者支援施設給付費負担金となっております。

増額の主な要因は、更生医療費負担金の増及び3歳未満児に係る児童手当の増額による児童手当負担金の増でございます。

42ページ、項2、国庫補助金、目1、民生費国庫補助金は、前年度に比べ29.7%、約3,835万円の減となっております。これは、新たに後期高齢者医療制度システム開発費補助金や、障害者の地域生活支援事業補助金、次世代育成支援対策ソフト交付金が増となったものの、前年度に実施した摂津ひかり保育園等に係る社会福祉施設整備費補助金の減により、総額では減となったものでございます。

44ページ、項3、委託金、目2、民生費委託金は、国民年金事務に係る委託金で、前年度に比べ6.6%、約147万円の増となっております。

同じく44ページ、款15、府支出金、項1、府負担金、目1、民生費府負担金

は、前年度に比べ13.4%、約9,793万円の増となっております。これは、障害者支援施設給付費負担金の増、更生医療費に係る府の負担金が新たに設けられたこと、及び児童手当負担金の増などが主なものでございます。

48ページ、項2、府補助金、目2、民生費府補助金は、前年度に比べ5.9%、約1,818万円の増となっております。これは、障害者の地域生活支援事業補助金の増などでございます。

54ページ、項3、委託金、目2、民生費委託金は、前年度に比べ55.1%、約262万円の減となっております。これは、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月から障害児者地域療育等支援事業の基本的な相談事業が市町村事業になったことによるものでございます。

56ページ、款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目2、介護保険特別会計繰入金は、市負担に係る過年度精算金でございます。

58ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入のうち、62ページから65ページが保健福祉部関係で、生活保護法による返還金や徴収金、市立障害者施設給付費収入、一部負担金相当額等一部助成返還金、保育所職員給食費負担金などでございます。

続きまして、歳出でございますが、122ページ、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費は、人件費を除き、前年度に比べ19.1%、約4億3,640万円の増となっております。これは、福祉総務課、高齢者障害者福祉課に係る経常経費並びに社会福祉事業運営委託料などの委託料のほか、障害者福祉作業所運営補助金、小規模通所授産施設運営補助金などの補助金、特別障

害者手当等給付金などの扶助費、さらには国民健康保険などの特別会計への繰出金が主なものでございます。

なお、増額の主な要因は、後期高齢者医療システム構築委託料、広域連合市町村負担金を新たに執行したこと、及びこれまで身体障害者福祉費、知的障害者福祉費で支出しておりました各種のサービス給付費を社会福祉総務費で執行したことによるものなどでございます。

134ページ、目3、国民年金総務費及び136ページ、目4、国民年金事務費は、国民年金事務に係る経常経費でございます。国民年金事務費は、前年度に比べ105.5%、92万円の増額となっております。これは、新たに軽自動車を購入したことによるものでございます。

同じく136ページ、目5、身体障害者福祉費は、前年度に比べ26.8%、約4,205万円の減となっております。身体障害者に係る補装具交付費、更生医療費、日常生活用具交付費が主なものでございます。

なお、減額の主な要因は、先ほど申し上げましたように、身体障害者に係る各種のサービス給付費を社会福祉総務費で執行したことによるものでございます。

138ページ、目6、知的障害者福祉費は、前年度に比べ42.6%、約1億2,085万円の減となっております。減額の主な要因は、身体障害者福祉費と同様に、知的障害者に係る各種のサービス給付費を社会福祉総務費で執行したことによるものでございます。

同じく、目7、老人医療助成費は、前年度に比べ11.9%、約2,295万円の減となっております。これは、平成16年11月からの制度改正に伴う経過措置による対象者の減によるものでございます。

同じく、目8、身体障害者医療助成費は、前年度に比べ8.4%、約962万円の増となっております。

140ページ、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費は、保育所運営費負担金等を執行しておりますが、人件費を除き、前年度に比べ2.7%、約3,580万円の減となっております。その主な要因は、前年度に執行しました摂津ひかり保育園等に係る児童福祉施設整備費補助金がなかったことによるものでございます。

142ページ、目2、児童措置費は、児童手当、児童扶養手当を執行しておりますが、3歳未満児に係る児童手当が増額されたことから、前年度に比べ13.7%、約1億3,161万円の増となっております。

144ページ、目3、児童福祉施設費は、主に市立保育所の運営に係る非常勤職員等の賃金、給食賄材料費の経費を執行しておりますが、前年度に比べ1.3%、約237万円の増となっております。

146ページ、目4、母子福祉費は、母子生活支援施設運営費負担金等を執行しておりますが、前年度に比べ5.5%、約96万円の減となっております。これは、前年度に実施しました母子家庭等自立促進計画策定委託料がなかったことによるものでございます。

同じく、目5、乳幼児医療助成費は、前年度に比べて20.3%、約2,489万円の増となっております。これは、乳幼児医療費助成の対象年齢を4歳未満から5歳未満に引き上げたことによるものでございます。

148ページ、目6、ひとり親家庭医療助成費は、前年度に比べ2.5%、約133万円の増となっております。

同じく、項3、生活保護費、目1、生

活保護総務費は、人件費を除き、前年度に比べ12.4%、約137万円の減となっております。その要因は、パソコン保守委託料の減額によるものでございます。

150ページ、目2、扶助費は、前年度に比べ0.8%、約1,612万円の減となっております。

以上、保健福祉部生活支援課、障害福祉課、こども育成課、国保年金課及び介護保険課が所管いたしております平成19年度一般会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○上村高義委員長 福永保健福祉部理事。

○福永保健福祉部理事 それでは、認定第1号、平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、保健福祉部・健康推進課及び地域福祉課が所管いたしております事項につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料のうち、保健福祉部に係る使用料は、前年度に比べ7.4%、約617万円の減となっております。これは、葬儀会館使用料が増となったものの、市営葬儀使用料が減少となったことにより、総額では減となったものでございます。

42ページ、目2、衛生費国庫負担金は、前年度に比べ21.5%、約621万円の増となっております。その主な要因は、前年度精算金によるものでございます。

46ページ、目3衛生費府負担金は、前年度に比べ6.0%、約175万円の増となっております。

48ページ、項2、府補助金、目2、民生費府補助金の増は、コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業補助金、介

護予防自立生活推進事業補助金の増などが主なものでございます。

58ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入のうち、健康推進課に係るものは、63ページの各種検診自己負担金などでございます。

続きまして、歳出でございますが、132ページ、目2、老人福祉費は、前年度に比べ6.2%、約3,314万円の減となっております。これは、せつつ桜苑に対する通所介護サービス委託料、施設介護サービス委託料等の減によるものでございます。

150ページ、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目1、保健衛生総務費は、人件費を除き、前年度に比べ4.6%、約434万円の増となっております。これは、保健センター及び休日応急診療所の管理運営に係る経費、また、三師会、夜間休日応急診療所、三次救命救急センター等の補助金、負担金などでございます。

154ページ、目2、予防費は、前年度に比べ3.9%、約891万円の増となっております。その主なものは、各種がん検診委託、市民健康診査委託、各種予防接種委託、乳幼児の各種健診などに係るものでございます。

156ページ、目3、環境衛生費は、前年度に比べ3.3%の増となっております。その主なものは、消毒業務及び飼い主不明の犬・猫の死獣処理などに係る経費でございます。

158ページ、目6、斎場費は、前年度に比べ8.3%、約1,095万円の減となっております。これは、市営葬儀委託料や斎場・葬儀会館の管理運営業務委託料などでございます。

同じく、目7、墓地管理費は、市営墓地の管理経費でございます。

以上、保健福祉部健康推進課及び地域福祉課が所管いたしております平成19年度一般会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○上村高義委員長 紀田生活環境部長。

○紀田生活環境部長 認定第1号、平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、生活環境部に係る部分につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目2、民生使用料のうち、市民文化ホール等に係るものは、前年度に比べ10.6%の減となっております。

36ページ、項2、手数料、目1、総務手数料のうち、市民課に係るものは、前年度に比べ5.3%の減となっております。

38ページ、目2、衛生手数料のうち、塵芥処理手数料では、前年度に比べ0.5%の減となっております。鳥獣登録手数料は、大阪版地方分権推進制度に基づく権限移譲に伴うメジロの飼養登録事務に係る手数料でございます。

目3、農林水産業手数料のうち、農業委員会手数料ゼロ円は、非農地証明の窓口請求がなかったためでございます。

44ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金のうち、戸籍住民基本台帳費委託金は、前年度に比べ33.8%の増となっております。

50ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目3、衛生費府補助金のうち、公害対策費補助金は、騒音、振動、悪臭対策等の委任事務補助金でございます。

違法屋外広告物除去事務経費補助金は、違法簡易看板除去に係る補助金でございます。

鳥獣飼養登録事務費交付金は、大阪版

地方分権推進制度に基づく権限移譲に伴う初期的経費に係る交付金でございます。

目4、農林水産業費府補助金は、前年度に比べ1.5%の増となっております。

目5、商工費補助金は、地域就労支援事業及び商店街活性化支援事業に係る補助金と事務移譲に係る定額補助の交付を受けたものであります。

52ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金のうち、戸籍住民基本台帳費委託金は、前年度に比べ9.8%の増となっております。

58ページ、款19、諸収入、項3、貸付金元利収入、目2、中小企業事業資金融資預託金収入は、前年度と同額となっております。

62ページ、項4、雑入、目1、雑入のうち、生活環境部に係ります主なものは、文化ホール入場料、資源ごみ売却収入等でございます。前年度に比べ6.6%の減となっております。

続きまして、歳出でございますが、90ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目7、都市交流費は、その主なものとして、国際交流嘱託員報酬及び国際交流協会補助金、市外宿泊施設利用補助金等に係る経費でございます。

94ページ、目11、防犯対策費は、防犯灯の電気料金や維持管理費補助金並びに防犯協会の負担金等に係る経費でございます。

98ページ、目14、自治振興費は、地区振興委員等の報酬のほか、自治会に対する広報紙等の配布手数料並びに地域活性化事業と自治連合会が実施する研修会及び摂津まつり振興会への補助金が主なものでございます。

108ページ、項3、戸籍住民基本台帳費、目1、戸籍住民基本台帳費の主なものは、戸籍住民基本台帳事務事業及び

市民サービスコーナー事務事業に係る経費でございます。

次に、150ページ、款3、民生費、項4、生活文化費、目1、生活文化総務費は、財団法人摂津市施設管理公社への事業委託に係る経費が主なものでございます。

目2、文化ホール費は、文化ホールの運営に係る音響機器、舞台照明装置及びステージスピーカーの借上料でございます。

次に、156ページ、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目4、公害対策費は、大気、水質、騒音振動対策等に係る経費でございます。

158ページ、目5、環境政策費は、環境保全に係る啓発事務等に係る経費でございます。

160ページ、項2、清掃費、目1、清掃総務費は、一般廃棄物の収集処理事業に係る経常的な経費でございます。

162ページ、目2、塵芥処理費の主なものは、再生資源集団回収協力金、ストックヤード運営に係る光熱水費、可燃ごみの収集運搬、不燃ごみの中間処理、不燃ごみ収集運搬、選別委託料等でございます。

166ページ、目4、環境センター費は、環境センターでの可燃ごみ焼却処理経費のほか、3号炉及び4号炉の維持管理に係る経費でございます。

168ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目1、農業委員会費は、農業委員報酬及び農業委員会の運営事務に係る経費でございます。

170ページ、目2、農業総務費は、農業改良委員報酬、大阪北部農業共済組合への負担金が主な経費でございます。

目3、農業振興費は、地域米消費拡大対策事業委託料、市民農園設置委託料、

鳥飼なす保存委託料のほか、花とみどりの補助金が主な経費でございます。

174ページ、款6、商工費、項1、商工費、目1、商工総務費は、事務管理等の経常経費や労働相談に係る相談員の報酬金等でございます。

176ページ、目2、商工振興費は、商工業活性化対策の事業補助や中小企業事業資金融資預託金、企業誘致奨励金等の商工振興策に係る経費でございます。

目3、消費対策費は、消費生活相談ルームの運営及び消費者の啓発事業のパンフレット作成に係る経費等でございます。

以上、歳入歳出決算の補足説明とさせていただきます。

○上村高義委員長 補足説明が終わり、質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

大澤委員。

○大澤千恵子委員 初めての民生常任委員会の所属になりまして、ちょっとわからないことも多いので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、124ページ、13の委託料ということで、社会福祉事業運営委託料、こちらが約2億8,000万円あるんですけども、これの委託の、どういうところに委託してるのかというところを、再度ちょっと確認をさせていただきたいということと、そして、この委託をしたものを社会福祉協議会自体は、外郭団体ということで、この内容を私どもの方に閲覧が見ることができるのかというあたりを、ちょっと教えていただきたいということがまず一つです。

それから、132ページ、老人福祉費ということで、13の委託料、こちらの方は独居老人愛の一声訪問事業委託料ということで、こちらの方もかなりの金額

が出ておりますけれども、今現在はヤクルトの訪問でこの愛の一声訪問をしているということでございますけれども、大体、対象は何件で、何世帯が申請しているのかということと、あと、その実績、効果があった事例、こういったものをちょっとお聞きしたいということをお願いいたします。

それから、132ページ、ふれあい配食サービス事業委託料、こちらの方もふれあい配食サービスということで、夕食、昼食入れまして2万6,515食、797万2,563円という金額が出ておりますけれども、こちらのシステムの方をちょっと教えていただきたいということと、あと、これに対する業者さんの、随意契約になっているのか、それとも入札ということになっているのか、このあたりのこともちょっと教えていただきたいのと、それから昨年の実績、あわせて聞かせていただきたいということをお願いいたします。

それから、134ページ、老人福祉費ということで、これは19の負担金、補助及び交付金のところで、高齢者民間賃貸住宅家賃助成補助金、こちらは現在、何世帯の利用があるのか、そして、今現在、木造住宅に入っている方、安い住宅に入っている方はどれぐらいいらっしゃるのかということと、あと、その交付金内で入れる住宅が、今どれぐらい残っているのか、将来どうしていくのかという展望も、あわせて聞かせていただきたいと思っております。

それから150ページ、生活保護総務費ということで、生活保護の方は、国の制定によっていろいろ問題も生じているんですけども、今現在、65歳以上で生活保護を受けている方が、実際には何人ぐらいいらっしゃるのかということと、

それから、国の制度が変わらないとなかなか難しいということで、摂津市の取り組みの方をちょっと教えていただきたいということ。

それから、154ページ、衛生費の予防費ということで、がん検診、こちらの委託先の方をちょっと教えていただきたいということです。

それから、156ページの予防費、これの中のブックスタートの委託料というのがございますけれども、これの委託先をちょっと教えていただきたいなということです。

それから、156ページの環境衛生費、死獣処理、先ほど出ておりましたけれども、これの委託料、これが年間何匹ぐらい死獣処理をされていらっしゃるって、このあたりの費用をちょっとお聞きしたいなということで、お願いいたします。

それから、162ページの塵芥処理の方ですね、こちらの方の不燃ごみの搬出処理の委託料、不燃ごみの収集運搬委託料、広域廃棄物埋立処分場整備委託料、広域廃棄物埋立処分場の処分委託料、それから適正処理困難物処理委託料、こちらの方のシステムを、ちょっとご説明していただきたいなというふうに思います。

それから、164ページ、こちらの方のストックヤードの仮設休憩室借上料、こちらの方の、摂津市の土地ということなのに、借り上げの方が入っているということのご説明をお願いいたします。

続いて166ページの環境センター費、こちらの光熱水費の方が、ちょっと不用額がかなり上がっておりますので、この不用額が出た、努力によって削減されるということですが、どんな努力によって、これが不要になって削減されているのかということをお教えいただきたいということと、それから、166ペー

ジの委託料、灰運搬処分委託料、こちらの方の、灰の方ですね、こちらの方の灰を、どういう形で処理をされているのかということをお教えいただきたいということ。

それから、168ページの大正川左岸河川占用図面整備業務委託料、こちらの内容がちょっとよくわからなかったので、内容の方のご説明をいたします。

それから、172ページ、こちらの方の市民農園の設置の委託料でございますけれども、こちらの方が、現在、農地は全部で何ヘクタールあるのかということと、あと、こういった市民農園に使える土地がまだ残っているのかということ、それから今後の展望をお教えいただきたいということをお願いいたします。

それから、178ページ、商工費、消費生活相談嘱託員賃金、こちらの方の消費生活相談嘱託員の賃金について、その支出内容や相談員数、相談体制の説明をお願いいたします。

それから温暖化対策事業ということで、温暖化対策されていると思いますけれども、こちらの方の温暖化対策の取り組みについて、それから、この中にございます環境家計簿の成果、それから、今後の温暖化事業のあたりをお教えいただきたいのと、内向きと外向きにどのような温暖化対策をされているのかということのご説明をお願いいたします。

○上村高義委員長 多岐にわたる質問があったように思いますので、その辺は精査して答弁をお願いしたいと思います。

堤課長。

○堤障害福祉課長 私の方から、124ページの社会福祉事業運営委託料につきましてご説明申し上げます。

この社会福祉事業運営委託料2億7,963万6,522円につきましては、

摂津市社会福祉事業団への委託料でございます。社会福祉事業団に委託をいたしております事業といたしましては、まず、鳥飼上の総合福祉施設ふれあいの里の方で、まず知的障害児通所授産施設ひびき園、それから知的障害者通所更生施設はばたき園の委託をいたしております。それから、身体障害者老人福祉センターの委託、それから、鳥飼下2丁目の方に障害児童センターがございます。そちらの方では、知的障害者の通園施設つくし園、それから障害者デイサービス事業所、障害者児童センターめばえ園を委託いたしております。

そのほかに、こども育成課の所管ではありますけれども、第一児童センターの委託を行っております。

このように、摂津市社会福祉事業団につきましては、摂津市の主に障害福祉関係でございますけれども、子どもの福祉、あるいは高齢者の福祉、そういったものまで含めまして、全般な委託をさせていただいております。特に、障害者福祉に関しましては、子どもの障害者からご高齢の障害者まで、広く一貫していただいているということで、ご理解をお願いいたします。社会福祉協議会ではございませんので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 池上課長。

○池上環境対策課長 それでは、地球温暖化対策の取り組みについてのご質問にご答弁申し上げます。

運輸・家庭部門の温室効果ガス排出量の増加が著しく、特に家庭など民生部門の削減を意識した取り組みということで、平成15年度より継続実施をしています。それは、摂津エコアクション事業、すなわち、家庭での環境家計簿事業の推進を図っております。

家計簿推進事業以外では、取り組み成

果としましては、Eライフ講座の開催、Eライフミーティング、Eライフ交流発表会などを実施しました。

市民啓発向けには、温暖化対策の啓発冊子「摂津を冷やせ」を1,500部作成しまして、環境家計簿等の参加者に配布し、CO2削減を広く呼びかけております。

また、ヒートアイランド対策としましては、市民団体と協働しながら、摂津まつり会場での打ち水大作戦やゴーヤ苗の配布等によるグリーンカーテンの推進を図りました。

また、市内NPO法人との協働によります雨水タンクの推進にも取り組んでまいりました。

また、庁内向けの本市においては、全公共施設を対象としました温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画を「せつつ・エコオフィス推進プログラムⅡ」を平成18年11月に作成しまして、平成17年度の実績値を基準値としております。電気、ガス、水道、エコドライブの推進など、種々のエネルギー対策を全庁的に取り組んでおります。

このプログラムⅡの取り組みにつきましては、まず、市の事務及び事務活動から排出されます温室効果ガスには、廃棄物焼却に伴います排出ガスのように、ごみの排出量に大きく影響を受けております。この平成19年度の実績値で見ますと、温室効果ガスの総排出量の約57%を、ごみ焼却によります排出ガスが占めております。

平成19年度の実績としましては、17年度基準値において、電気使用料は1.2%の削減となっております。CO2においては、ごみ焼却を含めると2万4,000トンの排出量でございます。17年度基準比におきましては、これも1.

8%の削減となっております。ごみ焼却を除けば、約9,800トンの排出量で、17年度基準比においては1.0%の削減となっております。

とりわけ、庁舎等のエネルギー使用の削減におきましては、冷暖房時の適正温度の徹底を図ります。ごみの排出量の削減等々、また職員の環境意識向上も図りますため、環境問題に関する研修会も開催しております。

また、車からのCO₂削減及び渋滞緩和に取り組んでおりましたが、従前からノーマイカーデーにつきましては、この3月末までは原則19日、20日の分散型で実施しておりましたが、この4月からは、毎月原則20日の1日を実施日としまして、車からのCO₂削減を目的に、代替交通手段への移行を強く推奨するものであり、行政が率先し、外部職場も含むオール摂津で取り組むということで、そのことが市民への啓発につながるものと考えております。今のところ、ほぼ毎月100%の取り組み実績となっております。

以上でございます。

○上村高義委員長 阪口課長。

○阪口健康推進課長 それでは、私の方から、決算書155ページでございます、がん検診の委託の件につきましてご答弁申し上げます。

ここに、胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がんと、それぞれがん検診の委託料を支払っておりますが、ここに係る委託料につきましては、保健センターなり、あるいは地域に出向いてする検診バスに対する委託料ということで計上させていただいております。

胃がん検診につきましては、財団法人大阪がん予防検診センターに委託しております。大腸がん検診につきましても、

同様でございます。

あと、乳がん、子宮がん検診でございますが、まず子宮がん検診につきましては、先ほどの財団法人大阪がん予防検診センターのほかに、市内の医療機関1医院でございますけれども、ここに委託をして、個別で委託をするという流れもございますので、この子宮がん検診については2業者ということになります。

それと、乳がんでございますが、乳がんにつきましては、マンモグラフィー等の委託をしております、これも大阪府の財団法人でございます、がん予防検診センターに委託しておるといふような状況でございます。

次に、ブックスタートの委託先、決算書の157ページでございます。これにつきましては、4か月過ぎのいわゆる乳幼児健診の折に、お母さん方に読み聞かせを母子にするというふうな事業をスタートさせておりますけれども、委託先といたしましては、NPO法人であります「キッズぼてと」とそれと「はちの会」という組織でございます。この2業者に対して委託をしているというふうな状況でございます。

それと、同じく157ページにございます死獣処理委託料でございます。年間処理件数につきましては、事務報告の142ページの方で死獣処理状況ということでご報告させていただいております。このうち、所有者不明の犬、所有者不明の猫その他というふうな記載がございますが、これの総計が437匹とございます。これが年間の委託の処理件数ということで、これも240万というふうな決算をさせていただいておりますけれども、委託先につきましては、株式会社の木本興産株式会社というところに委託しております。

○上村高義委員長 水田次長。

○水田生活環境部次長 162ページの委託料でございますけれども、まず、不燃ごみ搬出処理委託料、それから広域廃棄物埋立処分場整備委託料、広域廃棄物埋立処分場処分委託料、それから適正処理困難物処理委託料、それから不燃ごみ収集運搬委託料のご質問いただいております。それと、164ページの使用料及び賃借料の中のストックヤードの仮設休憩室の借上料のそれぞれのシステムについてご質問いただいておりますけれども、まず、不燃ごみの搬出処理委託料でございますけれども、これは市の直営と、委託業者が市内から収集いたします不燃ごみを、大阪湾広域臨海環境整備センター、いわゆるフェニックスの方へ搬入するための、事前にそういう不燃ごみの破碎選別を行います。そのための、破碎選別運搬の委託料でございます。

まず、破碎選別、それから運搬につきましては、2業者に委託しております、北大阪清掃で、まず、粗選別を行います。その中から、また可燃ごみが当然出てまいりますので、その乖離分を除きます不燃物を、カギモト中間処理センターへ再度搬入いたしまして、同じく、可燃ごみを除いた選別を行いまして、最終的には神戸沖のフェニックスの方へ運搬されるというふうなシステムになっております。

それから、次の広域廃棄物埋立処分場整備委託料でございますけれども、これも埋め立て、それぞれ尼崎沖、泉大津沖、それから神戸沖、それから大阪沖がございます。それに係ります処分場の整備事業でございます、事業の中の事業経費で行います排水処理場の施設とか、管理棟の整備とか、それに係ります各市町村の負担金がございます、それを委託料ということで計上させていただいております。

ます。

それから、次の広域廃棄物埋立処分場処理委託料でございますけれども、これは先ほど不燃ごみの搬出処理委託料の中にございますフェニックスへ持っていく不燃ごみでございますけれども、これを処理するための委託料でございます。トン当たり4,830円というふうに単価がございます。

それから、適正処理困難物処理委託料でございますけれども、これは消火器の処理でございます、18年度までは臨時ごみとして、1本当たり180円で回収いたしておりましたけれども、19年度からはメーカーでの処理ということになっておりまして、今現在、そういう収集した在庫、それから不法投棄された消火器を処分するための委託料でございます。

それから、不燃ごみ収集運搬委託料でございますけれども、これは委託業者が2社ございます。収集日におきます不燃ごみの収集を委託しております、2社ございまして、それぞれ地域の中で収集いたしております。その委託料でございます。地域に関しては、1社におきましては正雀地区、千里丘地区とそれぞれ地区を指定しております、固定された地域の中で収集いたしております。その委託料でございます。

それから、ストックヤードの仮設休憩室の借り上げでございますけれども、これは、今現在ストックヤードの方で資源の選別を行っております。その委託をシルバー人材センターの方へお願いしております、そのシルバー人材センターの作業員さんの休憩室ということで、プレハブをリースして休憩していただいているという施設でございます。

○上村高義委員長 五里江センター長。

○五里江環境センター長 環境センターの光熱水費の予算についてでございますが、基本的には過去の実績推移に基づきまして計上いたしますけれども、電気等の使用する量や単価につきましては、その年度の施設の稼働状況や単価契約によって変動いたしますので、ある程度、予算としては不足を生じないように余裕を見込んでおりますけれども、19年度の光熱水費につきましては、18年度と比較いたしまして、電気使用料で11万514キロワット、上下水道使用料で217立方メートル、LPガス使用料で6.4立方メートル減ってございます。不用額につきましては、予算現額の7.5%の770万6,414円となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、灰運搬処分委託料につきましては、ごみを焼却した後に出ます焼却灰をフェニックスで埋立処分しております。これの委託料でございます。

続きまして、大正川左岸河川占用図面整備業務委託料についてでございますが、これはモノレール摂津駅から環境センターまでの大正川左岸の堤防敷を使用いたしておりますため、大阪府から占用しております。これの河川占用の継続手続のため、図面整備をしたものでございます。

○上村高義委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 それでは、地域福祉課が所管しております老人福祉費に関するご質問に対して答弁してまいりたいと思います。

まず、独居老人の愛の一声訪問事業でございますけれども、これは委員がご指摘のように、ヤクルトを、独居の高齢者の中で、摂津の場合は民生委員さんから独居老人の方の名簿を出していただいておりますので、その中で日常的な見守りが必要だろうと思われる方に対しまして、

乳酸菌飲料の配付をいたしております。

19年度の実績につきましては、事務報告書にありますように、月平均546件となっておりますけれども、直近の数字では614件となっております。

なお、民生委員さんの方から独居老人として名簿が上がっておりますのが1,203人ということでございますので、約半数強の方がこのサービスを受けておられるということになっております。

また、現在のシステムにつきましては、毎朝配付をしていただきまして、その場で、できる限り声かけをしていただいて、安否確認をしていただく。もし、買い物等で出かけておられたりして留守の場合につきましては、置いていかざるを得ないということになるんですけれども、次の日にまた訪問をしていただきまして、もし前日の分の取り残しがございましたときは、必ず市役所の方に業者の方から連絡を入れていただくというシステムをとっております。それを受けまして、市役所の方では、民生委員さんから提出されております独居老人の名簿に基づきまして、まずご本人さんへの連絡、あるいは連絡がとれない場合につきましては、例えば、介護サービスを受けておられる場合は、そのサービスの事業所、あるいは名簿に記載されております親族等に連絡をとらせていただきます。大体の場合が、子どもさんのところへちょっと行っておられたとか、旅行へ行っておられたとか、あるいは取り忘れという場合がほとんどでございますが、場合によりましては、やはり家の中で倒れておられるということもございますので、そういった場合につきましては、各方面に連絡をとりまして、安否が確認できない場合につきましては、警察のご協力も得まして、家の中に入って安否を確認するという形

をとっております。

ほとんどが先ほど申し上げましたような事情ではございますけれども、やはり年に数回、倒れておられることもございますので、今これに変わって、この単価で、この経費で安否確認ができる事業はなかなかございませんので、そういった意味では、やはり効果のある事業かなというふうに考えております。

続きまして、ふれあい配食サービスの委託料でございます。これは食事づくりが困難な、おおむね65歳以上のひとり暮らしの方や、または65歳以上のみの方で構成されている世帯等を対象に配食サービスを行っているものでございますけれども、昼食につきましては、社会福祉協議会の方に委託をいたしまして、社会福祉協議会の方から、また給食業者をお願いしております。そして、給食業者が自宅まで配っている場合もございますし、キーステーションまで配って、その後、ボランティアさん等が配付している地域もございます。

なお、19年度の実績につきましては、20年3月末時点で99人の方が利用していただいております。19年度、年間で1万6,669食となっております。

また、夕食につきましては、現在、基本的に、安威川以北地域につきましては、せつつ桜苑、安威川以南地域につきましては、とりかい白鷺園の方をお願いをいたしております。これは、それぞれの施設の厨房でつくった、できたての温かい食事を保温器に入れて、温かいままお届けする。そして、介護施設でございますので、刻み食等、ある程度、その利用者の方の状況のニーズにもこたえていくということで取り組ませていただいております。20年3月末時点で、桜苑の利用者が48人、6,924食、白鷺園

の方が22人で、2,922食となっております。

また、サービスの利用に当たりましては、ふれあい配食サービスの利用が必要がどうかについての判断をするために、アセスメント用紙を出していただいております。これは、介護サービスを受けていただいている場合でしたら、ケアマネジャー等から、その生活の実態がわかるような資料を出していただいております。判断をしてるということでございます。

また、入札等のご質問でございましたけれども、昼食につきましては、何社かの業者に見積もり等をお願いしておりますけれども、単価の問題、それから、それ以上に大きいのは、やはり自宅まで運ぶということが、いわゆる通常の給食業者からしますと非常に負担ということで、ここ2年ほど何社かにお声をおかけしておりますけれども、現実には1社しかこたえていただけないというような状況となっております。

夕食の方につきましては、現在、桜苑と白鷺園に対して、随意契約という形でやらせていただいております。

それから、3つ目の高齢者の民間賃貸住宅の家賃助成でございますけれども、事務報告書にもありますように、この事業につきましては、1か月につき、家賃月額5万円以下の世帯の方に対しまして、3分の1の額、1万円を限度として助成するものでございまして、65歳以上のひとり暮らしの世帯、あるいは65歳以上の方を含む60歳以上の方のみで構成されている世帯で、世帯員のすべてが市内に3年以上お住まいのことと、それから世帯の収入制限も設けております。

実績につきましては、事務報告書にも記載させていただいておりますように、274世帯、2,820万2,300円

となっております。

それから、市内にそういった助成の対象となるような家屋がどのくらいあるか、把握しているかというご質問でございますけれども、少なからずその把握は難しいと思っております、把握は、できておりません。

また、今後の制度の展望についてでございますけれども、制度ができてから、過去一度、当初は月額4万円以下の家賃の世帯に対して助成をしてきた。それを1万円プラスしまして5万円という形で現行となっております。現時点におきましては、制度変更については考えておりませんので、今後、また状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○上村高義委員長 東澗課長。

○東澗生活支援課長 生活支援課が所管しています生活保護世帯の中で、65歳以上の人数と摂津市の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

平成20年9月現在、本市の保護世帯数は729世帯となっております。その内訳といたしましては、65歳以上の高齢者世帯数が354世帯、傷病者世帯が136世帯、障がい者世帯が74世帯、母子世帯が66世帯、その他の世帯が99世帯で、高齢者世帯が全体の約半分弱となっております。

生活保護は、自立を目指す制度でありますので、65歳未満の稼働年齢層の方がおられる傷病世帯、障害世帯、母子世帯、その他の世帯は、何らかの理由により就労できない、または就労していても自立まで至らない世帯でございます。このような方々に対しましては、就労を妨げる阻害要因を排除する支援・指導を行っております。

具体的な内容といたしましては、傷病

治療中で働けない方には、定期的に医療機関に病気の治癒状況などの確認をしております。その中には、稼働能力についての意見も含まれており、その状況について所内で検討を行い、働ける状況になられた方につきましては、ハローワーク等と連携をとりながら、就労に向けての支援を行っております。

生活保護は、最後のセーフティーネットとなる制度であり、委員ご質問のとおり、国の法定受託事務でありますので、各自治体の独自性についてはあらわすことはできませんが、摂津市といたしましては、その運用に当たりまして、保護の必要とされる方については漏給の防止を、不正な受給に対しましては濫給の防止を図り、また、保護を受けている人も、その人の能力に応じた自立が図れるような援助・指導を行うことで、生活保護行政の適正実施に努めてまいります。

○上村高義委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 決算書178ページ、消費対策費の賃金、消費生活相談嘱託員人件費における、その支出内容や相談員数、相談体制についてご説明申し上げます。

本市、消費生活相談員は、非常勤一般職として3名を採用し、常時2名体制で午前9時から午後5時まで、相談受付は午後4時30分までとなっております、昼時間は、時差の休憩取得により1名体制で対応しております。

賃金支払い形態は、賃金、時間外手当、6月・12月の賞与、通勤手当となっております。

以上でございます。

○上村高義委員長 田橋参事。

○田橋産業振興課参事 それでは、市民農園設置委託料についてのご答弁を申し上げます。

摂津市での農地、残ってる農地は何ヘクタールあるのかということなんですけども、約63ヘクタールございます。

農地の中でも、大きく分けると、市街化区域と市街化調整区域というのがあります。市街化区域というのは、計画的に優先的に宅地化を図るといふ農地でございます。市街化調整区域というのは、摂津市で言えば、烏飼八町区域が市街化調整区域になります。

その中で、市民農園に使える農地というのは、市街化区域の約48.9ヘクタールなんですけども、この中で生産緑地の申請しておられるところが18.04ヘクタールございますので、残ってる農地としては30ヘクタールぐらいが市民農園として使えるというか、農地があるんですけども、ただ、市民農園については、毎年4月に水田農業の減反説明会の中で農協3支店で実行組合長にみんな集まっていたきまして、現地調査した中で、そういうふさわしい農地があれば推薦してくださいというようなお願いしているわけなんですけども、19年度につきましては、そういう農地の推薦も、農業者個人からの提供申し出もなかったということで、現在のところ、市民農園の拡大ということには至っておりません。

今後の展望なんですけども、甘い考えかもわかりませんが、農業者の人が高齢者になってきております。世代交代になるんですけども、そのときに世代交代される方が農地を引き継ぐかどうかというところで、農地として残しておきたいが、もう百姓するのが嫌だという農家が、やはりちょこちょこそういう声がある、息子がもう百姓するの嫌やねんというような声が聞こえておりますので、そういう農家が出てきた場合は、そういう市民農園の土地提供が出てくる可能性が

あります。そのときには、予算が伴いますので、関係部署と協議して、できれば拡大するような方向で考えていきたいと考えております。

○上村高義委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 まず、124ページの13の委託料の社会福祉事業運営委託料、申しわけございません、私ちょっと勘違いをしております、ご説明の方、よくわかりましたので、ありがとうございます。

それと、132ページの老人福祉費の委託料の独居老人愛の一声訪問事業の委託料でございますけれども、こちらの方なんですけれども、先ほどお話もあったように、実際に3日間放置されて、ヤクルトがあった状態で中で亡くなっていたという状態がやはりございまして、吹田市なんかは、家の外に旗を立てて、毎日、旗を立てて、それを確認するというような作業をされているということなので、このヤクルトにこだわらずに、いろんな方法を考えられて、最もよい方法を考えられるのも一つなのかなというふうに思っております。これは要望ですけれども。

それと、あと実際に声をかけている状態ということ、一度ヤクルトさんの方との懇話会とか、そういったこと、実績報告ですね、こういったものをされていらっしゃるのかということもちょっとお聞きしたいなということ、状況の例えば報告書みたいなものをどういう形で、先ほど、例えば、事態が悪くなった状態のときには、名簿として親族とか、そういったところに連絡というものがきちりあるということをおっしゃっておりますので、そういったことでしっかりと把握されていらっしゃるのかということ、ちょっとお聞きしたいなところをお願いいたします。

それから、ふれあい配食サービスの事業委託料でございますけれども、こちらの方は、多分これから、今後、高齢者がふえていく中で、実質的には多分多くなってくるということが想定されると思います。その中で、今1社しか業者がないということで、この1社しかない、なぜ1社だけになってしまっているのかということと、あと、実際に負担金が、ちょっと私、勉強不足なのかもしれませんが、負担金の方が幾らで、この計算からいくと、多分300円ぐらいなのかなというふうには感じておるんですけれども、そのあたりをもう一度お聞かせいただきたいということと、それから回収の容器に関しまして、今現在どういう容器でこのお弁当の方が配られているのかということと、もうちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、あと134ページの老人福祉費の方なんですけれども、こちらの方も同じく、高齢者がふえていく中で、今後の展望を考えていただきたいという中に、共同住宅とか、そういったことを考えていただければ、またこれは一つの提案でございますけれども、要望として、共同住宅、鉄筋になると、どうしても家賃が高いので、例えば今、木造とか古いところだと5万円以下という形のものが家賃としてあると思うんですけれども、今後、高齢者がふえていく中で、この鉄筋にかわっていくと、やっぱりどうしても値段が上がっていくので、そのあたりで高齢者の共同住宅などの案も考えていただけたらありがたいというふうに思います。

それから、150ページの生活保護総務費の方でございますけれども、こちらの方は国の制定ということでございますので、国の方に提言もをしていかないと

いけない部分だと思います。ですから、不正というか、そういったことをできるだけきっちりと生活保護を受けていらっしゃる方が、何だか生活保護を受けていることが悪いというふうな形を思わないように、そのあたりの精査をきっちりとしていただくことを、要望いたします。されているということをお伺いしましたので安心しましたけれども、そういったこともきっちりと見届けていただきたいというふうに思います。

それから、156ページの環境衛生費の死獣処理の方でございますけれども、こちらの方は1匹について、数の方はちょっとこちらの方で見させていただいたんで、1匹について、どれぐらいの処理費がかかっているのか。そして、今後これがふえる可能性があるのかということと、再度ちょっとお聞かせいただきたいと

思います。それから、塵芥処理の方でございますけれども、ご説明の方で理解はさせていただきました。

ただ、物理的に考えて搬出と収集を同じ流れでできないのかなというところはあると思いますけれども、今後の要望として、こういったことのシステムも考えていただけたら、ありがたいというふうに思います。

それから、ストックヤードの仮設休憩室借上料でございますけれども、流れもでございますので、こちらの方は理解しましたけれども、これを計算していきますと、やはり仮設の方の部分を建てた方が安上がりなのかなというところもござい

ますので、今後はこれも視野に入れて検討していただければなというふうに思っております。

166ページの灰運搬処分委託料でござい

クスにそのまま処理という形で持っていらっしやるということでございますけれども、こちらの方は、岡山県の方の市では、リサイクルのプラントに灰を使っているということで、こういった事例もございますので、この灰を何とかリサイクルして、循環型社会に生かしていただけないかなというところを要望させていただきたいと思えます。

それから、あとは172ページ市民農園の方の部分は、よく理解はできました。地産地消ということで今、どこの市でも地産地消ということをおっしゃっていますので、数が多くなくても、こういった市民に提供していただいて、その地産地消の部分の農産物ができたものを、何とか市民の方に提供できるような方向性で動いていただければ、先ほどお話しいただきましたように、若い世代にかわったときに、どういう施策を打っていくのかというところも検討しながら、進めていただきたいと思いますというふうに要望いたします。

それから、あと商工費の方でございますけれども、以前、消費生活市民ルームは福祉会館の方にございました。市役所にかわって、利用しにくいというふうな、相談される市民の反応はどんな感じだということと、それから、南千里丘のコミュニティプラザの完成時には、プラザ内に設置すれば利便性が高くなるということで、それとあわせてクーリングオフなどの相談では、期日の関係から土曜、日曜の開設を通して、より充実した相談業務に当たれるのではないかとというところのあたりも検討していただければというふうに思えます。

そのあたりをお答えいただきたいと思いますということと、それから温暖化対策に関しましては、100%の実績の取り組みということでお聞かせいただきましたので、

ありがとうございます。

○上村高義委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 それでは、老人福祉にかかわる分について答弁申し上げます。

まず、独居老人の愛の一声訪問でございますけれども、安否確認が難しいところは、先ほど一つの例としまして旗を上げるというお話が出ましたけれども、昨今のいろんな事情から考えますと、この家が独居老人であるということが、いわゆるどなたでもわかるというような方法につきましては、やはりいろいろ問題があるかなというふうに考えております。そういった中では、非常にやはり手法が限られてくるのではないかなということでございます。

それから、ヤクルトを実際に配付したときに声をかけてるかどうか、そのあたりを確認しているかどうかということでございます。実際には、なかなかこれ、我々が確認できるわけではございませんので、まずは業者に当然、そういったことを厳しく指導してることと、もう一つは、安否確認のもう一つの手段といたしまして、社会福祉協議会の方にヘルパー2人を専属で独居老人の、先ほど申し上げました民生委員さんから出ております名簿に基づいて見守りで訪問をしていただいております。その訪問した中で、ヤクルト等の配付を受けておられる方に対しまして、実際にヤクルトがきちんとです、今おっしゃっていますように、声をかけていただいて配られてるかどうか、そのあたりの確認もしていただいております。もし、そういったことが実施されておられないようであれば、そうした事実が確認できましたら、私ども、また業者の方に連絡をさせていただいて、実際にこの地域で、こういうお話が出て

るといふことで指導させていただいております。

それから、続きましてふれあい配食サービスでございますけれども、昼につきましては、利用者負担が400円になっております。それから、夕食の方につきましては、保温ができていたりとか、そういった関係で500円の利用者負担をいただいております。

昼食につきましては、1社になってしまっているといふことでございますけれども、全体的な委託料、いわゆる業者への委託料が1食525円でございます。ですから、そのうちの400円が利用者負担という形になっております。その単価の中で、かなりの部分が個別の配付になっておりますので、民間の給食業者からしますと、このあたりは非常に厳しいんかなといふことでございます。

ただ、これもすみません、ちょっと今手元に資料がございませんので、何年度かはちょっとはっきりしないんですけども、ほんの数年前に、この配食サービスに係ります国庫補助金が廃止になりました、それを受けまして選択肢を広げるという意味で、中にはやはり、できるだけ値段が、負担が少ない方がいいといふことで400円という負担をとられる方もいらっしゃるし、やはりそうした温かい食事がといふことで夕食の方をとられる方もいらっしゃるんで、そうした選択肢を広げるという意味で、そういうふうな手法をとらせていただいているわけでございますけれども、やはり昼食につきましては、かなりそういった意味で業者にとっても厳しい条件になっているかなといふふうに思っております。そういう意味では、このあたりも含めて、今後、検討していく余地はあるのかなといふふうに考えております。

それから、容器の回収でございますけれども、昼食につきましては、これは業者の方にはリサイクルの関係でいろいろお願いをしている部分はあるんですけども、やはり単価等の関係で使い捨ての容器に現時点では、まだなっております。夕食につきましては、保温のようなもので持ってきていただいて、また次の日なり次の配付するときに、それをまた持って帰ると、こういった仕組みをとっております。

○上村高義委員長 阪口課長。

○阪口健康推進課長 死獣処理の件につきましてご答弁申し上げます。

先ほどご答弁の中で委託料240万というふうに申し上げまして、処理頭数が437頭といふことでございますので、1頭当たり、あるいは1匹当たり5,491円というふうなことになっております。

この作業につきましては、月曜日から金曜日の9時から5時、それと土曜日の午前中に業者さんが道路上、公園上、あるいはご家庭の庭あたりで猫・犬が亡くなったときに、私どもの方から連絡をして、収集処理、運搬していただくといふふうな業務の中身がございまして。常時1名の作業員と軽自動車の作業車1台を、私どもの方のこの死獣処理に当たっていただいているというのが現状でございます。

今後、ここ数年、大体430頭から、少ない時で395頭でございますので、今後とも、これぐらいの処理件数は見込まれるといふふうには考えております。

○上村高義委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 消費生活相談ルームの移転、それから土・日の開設、コミュニティプラザへの移動等にご説明させていただきます。

平成7年度に福祉会館内に、消費生活

相談員による消費生活相談ルームが開設され、平成18年度からは福祉会館の閉館により、市役所新館産業振興課内に移転いたしました。

移転直後、会館が閉鎖されたことを知らなかったというような意見はございましたが、こちらが想定しておりました、市役所内では知人等と会うから利用しにくいのような苦情として相談員が伺ったケースは上がってきておりません。これは、会館、市役所とも相談数の約80%が電話相談で占められていることからではないかと考えております。

南千里丘コミュニティプラザ完成時の相談ルームの移転であります。以前、福祉会館開設時からの相談員みの運営は、当時、相談員用の非常呼び出しベル等は設置いたしておりましたものの、危機管理の面から、また、大阪府や市長会、国民センター等の事務処理の面からも、職員との連携が非常にとりにくかった点等から、現在の産業振興課内での管理上よいのではと考えております。

土・日の開設につきましては、現在、府内では大阪市と高石市の消費センターが開設しておりますが、本市では人員等の体制上等で、現在、困難かと考えております。

クーリングオフなどで時間的な制限がある相談は、本市の消費生活パンフレットに、土・日曜日の全国消費生活相談員協会の専門的な機関の相談窓口を紹介しており、今後も周知に努めていきたいと考えております。

ただし、今後の国の消費者庁開設に向け、各市の市町村相談ルームの役割等が明確になり、求められる体制づくりにおいて、コミセンでの開設や土・日開設等々の必要性が生じてまいりました場合は、その選択肢の一つ一つとして検討してい

かなければならないと考えております。

○上村高義委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 ちょっと先ほど2回目の質問で、塵芥処理の方なんですけれども、市町村の負担金の方だけ、ちょっとご答弁いただきたいなど。忘れておりましたので。広域廃棄物の埋立処分の整備委託料の、市町村によって負担金が違うということで、その負担金の部分だけ教えていただきたいということと、それから、商工費の方ですね、消費者生活相談委託賃金の方ですけど、消費生活相談は、余り知識が深くない市民の期待の大きい窓口でございますので、今後、消費者庁開設の大きなうねりと、また不透明な状況下でございますが、明確に詳細が判明してまいりました折には、市が果たす役割をしっかりと果たしていただきますよう、敏速な対応をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、先ほどの愛の一声運動で、旗を立てると独居老人がわかってしまうということで、ああ、なるほどなというふうに思いました。ただ、先ほどの業者の方の、やはりコンセンサスをしっかりと、やっぱりとっていただいて、これが本当に生きた形になるような方向をしっかりと確認しながら、進めていただきたいと思いますというふうに希望いたします。

それから、ふれあい配食の方でございますけれども、こちらの方は、実際にこの食事を召し上がったことがあるのかということをお聞きしたいのと、実際、内容的なものは、私もちょっと中身を見たことがございませんけれども、中身の方をちょっとご説明いただけたらありがたいなということと、それから、実際に召し上がってましてね、この回収は今のところ紙容器ということをお聞き

してるんですけれども、お昼の方の、残飯というか、どれくらい残されているのかということがおわかりになったら、ちょっとそのあたりを教えていただきたいということと。

それから、やはり高齢者がふえていきますので、こういったサービスが、せっかく民生委員さんの方とかが配っていただいているという大変いい事業だと思いますので、高齢者がふえていく中で、こういうサービスを市民の方たちが本当に、例えば、冷凍もんとかではなく、ちょっと中身はわからないんですけれども、そういった油っこい物とかではなく、中身を例えば手づくりにして、高齢者の方たちがまた頼みたくなるような物を提供していけば、こういった事業も生きた事業になるのかなということを考えておりますので、そういうことも含めて、また今後、考えていただければなというふうに思います。

○上村高義委員長 水田次長。

○水田生活環境部次長 広域廃棄物埋立処分場整備委託料で、市の負担内容ということでございます。

まず、1期計画、2期計画というのがございまして、先ほどご説明申し上げました尼崎沖、それから泉大津、それから、2期としまして神戸沖と大阪沖というふうにございまして、若干、算定の基礎というか、ちょっとご説明細かくなると思うんですけれども、まず、その1期工事計画の場所なんですけれども、それぞれ各年度ごとに事業を算定いたします。1期、尼崎沖とそれから泉大津沖については、一般廃棄物、それから産業廃棄物、それぞれの埋め立ての割合がございまして、私どもの方は、その一般廃棄物の割合を出しております。同じように、そのフェニックスの方も同じように、そういう割

合を出しております、それはもう統一した割合なんですけれども、19年度におきましては、1期計画地におきましては、負担率としまして50.1%が一般廃棄物の基準となっております。それから、2期の計画地におきましては、68.08%の率ということで、まず出ささせていただいております、それに基づきまして、それぞれ排水処理の施設の事業費ということで、1期計画地におきましては1,000万が19年度の事業として算出されておまして、それに負担率を掛けますと約500万2,000円という形になります。

2期計画地におきましては、それぞれ陸揚げ場の内容の事業費であるとか、同じように排水処理施設の事業費であるとか、それから調査費というのがございまして、それぞれその68.08%を掛けさせていただいた額の合計をまず出しております。それが26億9,609万7,000円という額になっております。それを、それぞれその1期計画地、2期計画地の出しましたその金額に対しまして、それぞれ各市町村の排出量によりましてその排出量に基づいた立米数をまず出しております。その立米数が摂津におきますと、まず1期計画地におきましては0.765%、細かくなりますけど。それから、2期計画地におきましては0.571%になりまして、それぞれ補助金がございまして、その2分の1ということで、まず1期計画地におきましては2万円と、それから2期計画地におきましては769万2,000円という額が、まず出ております。

19年度におきましては、それぞれその一般廃棄物と産業廃棄物の割合を出しておったんですけれども、その中で2期計画地におきましては、一般廃棄物と産

業廃棄物の割合が変わってまいりました。それを修正するという事で、一般廃棄物の方が広がってしまったという事で修正を掛けております。その額がですね、256万5,000円ということで、その3つを合計いたしますと決算額になるということでございます。

○上村高義委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 ふれあい配食サービスの件でございますけれども、試食をしてるかどうかということでございますけれども、昼食の分につきましては、社会福祉協議会の方で、社会福祉協議会のみならず、民生委員さん等も入っていただきまして試食会をやっております。その中で感じたことについて、社会福祉協議会の方を通じまして、また業者の方をお願いをしているところでございますけれども、やはり民間の給食業者ということで、大量につくるということと、時間が一定早い時間ということもございまして、どうしてもやはり火を通さなければならぬということで、メニュー的にはある程度、限定されてくるということについては、いたし方ない部分もあるかなと思っておりますけれども、引き続き要望してまいりたいというふうに思っております。

そして、具体的な残飯といえますか、そこまで把握はできておりません。いろんな形で昼食に対しましてご意見はいただいておりますけれども、具体的にはそこまでは把握できておりませんので、今後も、内容についていろんなご意見が聞こえてくるように努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、夕食の方につきましては、保温されているということもございまして、皆さんの方から好評をいただいております。特にその内容についての要望とか、そういったものについては、現時点では

お聞きしておりません。

○上村高義委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 ふれあい配食サービスの今のご答弁に、もう一点だけ。例えば、お昼のそのお弁当を夜に食べられる高齢者の方が多分いらっしゃると思うんですけれども、そのあたり、例えば、食中毒とか、そういったことの対策というか、そこまでなかなか、夜に食べないでくださいとも言えないというところはあると思うんですけれども、そういったところの対策はどうされているのかということだけ、最後にお聞きしたいなというふうに思います。

○上村高義委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 ご質問のこと、非常に我々も悩ましい問題だというふうに思っております。当然、サービスを受けていただく際には、できるだけ早い時間帯に、食べ残しをしないようにということをお願いをしているところでございますけれども、その実態把握はなかなか難しいところがございまして、ホームヘルパーのサービスを受けていただいたり、そういったサービスを受けていただいて、家の中まで入っていくようなサービスを受けていただいている方等につきましては、そのあたりの、特に食生活というのは大きな問題でございまして、その辺の実態も含めて、当然、把握をしていくということになっておりますので、すべての方を把握できてるわけではございませんけれども、そういった努力についてはさせていただいておりますし、今後とも、引き続き努力してまいりたいというふうに考えております。

○上村高義委員長 大澤委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、質問させていただきます。

この19年度は、後期高齢者連合体ができ上がりましたし、介護保険が要支援の導入とかいうようなことで、介護認定の改定があったりですとか、地域包括支援なんか等の制度の変更で、予算のときにも大分詰めさせてもらったんですけど、項が大分動いたというときで、ちょっと前年度の比較が非常にしにくい年だったと思うんですけども、国の予算が毎年2,200億円、福祉予算が削減されているという中で、福祉の後退を余儀なくされているというふうにとっているんですけども、つまり、サービスの後退か負担の増大か、この二者択一、もしくは両方を迫られていると思っているんですけども、この摂津の市政において、決算から見えてくるこの福祉の問題点ね、明らかにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、歳入ですけれども、決算書32ページの民生費負担金、社会福祉費の負担金、及び児童福祉費負担金、ここで歳入不足というか不納欠損、収入未済額という分があるんですけども、これがですね、備考欄にあるような内訳というのが出してもらえるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うんですけども、33ページに障害者の負担金もあるんですが、これが自立支援法による利用者負担だということだと思ってしまうんですけども、どういった内容のものか、教えていただきたいと思えます。

自立支援法によって、利用者とか市民の負担がどうなったかというのがわかればありがたいなと思ってたんですけども、このヘルプサービスが今、介護と一緒にされてる事業所も多いですし、事業所も市内とは限らないという意味ではね、ちょっ

と難しいかと思うんですけども、できるだけ明らかにしていただきたいと思っております。

市民からのこの徴収で収入未済、不納欠損というようなことが出てくるというわけでありましたら、これなぜ払っていただけない分が起きてきたかということはどう考えておられるのか。未収分で回収困難というものが、この未済の中にあるのか、それから負担金そのものが高額ではないかとかいうふうな考えがあるのかどうか。減免などの措置がね、どういうふうにとられておるのかなどが明らかにしていきたいと思っております。

同等の意味で、34ページの衛生使用料の未収分、これは欠損はないんですけども、大丈夫でしょうかということと、

それから、38ページの衛生手数料の塵芥処理ですね、この欠損ですね、これもどういうことかお聞かせいただきたいと思っております。

次に、42ページの生活保護の国から補助ですかね、生活保護の適正実施の推進補助というのは、これどういうものか、お聞かせいただきたいと思えます。

それで47ページ、各種施設への府の負担金、これでこの介護保険の制度とか、自立支援法に基づく負担金というものなのか、これは府独自で負担をしているものがあるのか、この負担金の中身というか、性質を教えてくださいたいと思えます。

同様に、49ページの同じような補助金についても、性質を教えてくださいたいと思えます。これが障害施設とか介護施設への直接補助と考えていいのかどうかをお聞かせください。

それから、57ページにまいりまして、介護保険、過年度の繰り入れということだったんですけども、その後の墓地管

理の繰入金、これも説明をちょっといただければなと思っております。というのが、これそれぞれ介護の方ではまた問題にさせてもらうんですけども、黒字があったというようなことで、この黒字の繰り入れというふうに考えていいのかどうか。

それから、メモリアルホールの使用料改定で、市営葬儀は減ったということなんですけども、これが浮いてきたというふうに考えていいのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。とっております。

63ページの雑収入、これで文化ホールの入場料なんですけども、これが入場料でない使用料というのがあるのでしょうか。この849万と全体、運営上の入りが幾らになるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。支出の方はレンタル料とか公社の委託料、文化ホールがどのぐらいになるかいうのはちょっとわからないんですけども、この出入り、文化ホールに係る出入りがどうなっているのか、わかり範囲でご説明いただければと思います。

その同じページの環境業務課のところの拾得金というのが新しく見えておりますんですけど、これは何でしょうかということをお聞かせください。

それから、同じページで生活保護の返還金なんかもあるんですけども、これが故意にというか、不正というんですかね、取ったというふうなことで返した分があるのかということと、事務とかミスというか、市の方の責任で出し過ぎとったというのがあるのかどうか、この中身の方をね。1,565万ですか、ありますので、教えていただければなと思っております。

あと、65ページの同じようなもので、国保年金課の一部助成の返還金というものがどういうもので、これがどこから入っ

てくるのかを教えてくださいたいと思います。

同じように、こども育成課で職員の給食費負担金、それから児童の主食費負担金のこの性質を教えてくださいたいと思います。どこからいただくかということですね。その並びで児童手当、乳児医療、ひとり親の医療の返還金というのがありますけども、これも市民からだと思うんですけども、返えさんといかんということになると、この生活保護と同様に、市側のミスがあったんかどうかというかね、責任があったのかというか、どういったものか、説明を教えてくださいたいと思います。

次に、69ページの民生費の借金というか起債なんですけども、これはゼロなんです。これは土木とか教育のように後年度に負担を送っていないという点では非常によいことだと思うんですけども、民生というかね、福祉に必要な額を抑えての起債がないということではいけないというか。必要な分は、民生費が財政難を理由に削られるということがないように、この起債なしですませられているというところについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、歳出にいきたいと思うんですが、87ページ、これは水道と絡むんですけども、水道料の減免になるんだと思うんですが、水道事業の会計繰出金ですね、これも所管に入ってたと思うんですけども、これが水道会計で対象者がふえているというふうには聞いておりますけれども、世帯数などがもしここでわかるようなら教えてくださいたいと思います。

次に、93ページの国際交流協会の補助なんですけども、事務報告の89ページに表はあるんですけども、これだけではちょっとよくわからないので、交流

補助についての内容をもう少し教えていただきたいと思います。あと、市外施設の利用などについても、ご解説いただければなと思います。

次に、95ページの防犯灯の設置工事なんですけども、要望があれば、これはふえ続けるのかと話もあるんですが、電気代もいろいろあるんでしょうけれども、この撤去という作業もあるんでしょうか。それから、青色灯の普及が進んでいるのか、この状況などをお聞かせいただきたいと思います。

次に、127ページの後期高齢者医療システム構築委託料4,623万円、これ当初予算では3,600万だったんですよ。これが1,000万ふえまして、途中その下にもありますけども、激変緩和というのが途中に入って240万追加もされておりますんですが、この流れというか、ここの説明と、歳入のところでは42ページで国の補助が890万あるんですけども、これだけでやれということだったのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、同じ127ページになかったらいかんと思うんですけども、予算のときにちょっと問題にした介護特例補助という、施設に出すお金の補助があったと思うんですけど、これがどこへ行ったのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。18年度のときには、849万の予算から実績で179万まで減額したってやつだったんですけども、予算書には社会福祉法人介護特例補助金となっているやつなんですけども、これをちょっとご説明いただければなと思います。

それから、あと障害者福祉の作業所の補助金ですね、授産施設などの補助金の対象、この推移というか、ふえてるのか減ってるのかを教えてくださいな

と思います。

というのが、129ページ、これ扶助費の分なんですけども、項ずれというかね、地域支援という形で障害と介護の分が合算されたということだと思ってるんですけども、ちょっと推移がわからないので、この扶助費だけで見ますと、17年が6,500万、18年が7,700万なんですけども、19年は3億8,500万になってるんです。この辺をちょっと。

それから、133ページの繰出金も、この推移をちょっと計算してみましたら、監査の意見書の方で伸びの話が書いてあるんですけども、医療費の伸びと余り比較すると、伸びとしては小さいんじゃないかなと思っております。これ、国保でちょっとしばらく詳しくやりたいと思いますんで、結構です。すみません。

それから、139ページですね、みきの路の委託料、これも1億6,268万円、この金額になってくるんですけども、ことしは指定管理者の制度が始まって、ちょうど中間というか、真ん中なんですけどもね、これが自立支援法からこちら制度の利用で自己負担なんかもあるんですけども、この運営費用が指定管理者に移っていくのかなということで、どういうふうにご検討おられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、141ページの保育所職員の分で、職員の給与なんですけども、推移を見ますと、19年は3億700万ですね、18年が3億3,000万、17年が3億5,000万と、ずっと職員の給料っていうのは実質減ってきているわけなんですけども、この保育所の職員の給料が下がってきてる関係というか、流れをどういうふうにご検討おられるのか。

というのが、今、認定こども園の構想というのも上がってきてるんですけども、

これが保育所と幼稚園を合体させるという意味ではね、管轄はどうなっていくのか、いろんな多くのハードルがあると思うんですけども、この保育所の運営、今までの実績と、この先をどう考えておられるのか、聞かせていただきたいと思っています。

それから、143ページから145ページの児童手当の分ですけども、これ19年度ですね、先ほども補足説明でもありましたけれども、児童手当の方が5億9,000万から7億2,000万にはね上がってるわけなんですけど、扶養手当の方は、これ減らされたと思うんですけども、ほとんど変わらないんですね、3億6,000万から3億600万、要するに、それだけ扶養手当を受給しないといけないうるか、低所得の方がふえているのかなと思うんですけど、このあたり、どういうふうに見ておられるのか、お聞かせください。

140ページからのこの児童福祉の分野では、今ちょうどオレンジリボンのキャンペーンがなされておりますけれども、去年の児童虐待の取り組みをお聞かせいただければなと思います。

次に、149ページの医療助成ですね、これ昨年10月から、またふやしていただいて喜ばれておりますけれども、これでどのくらいふえたかと。さっき2,400万ほどが、事務費も含めての値上がり分だと思うんですけども、医療助成そのものについて幾ら上がったのか、お聞かせいただきたいと思っています。

それから、151ページの保護費の推移をちょっと見てますと、予算のときにもご回答いただいたんですけども、ホームレスの対策は大阪府の主導やということでご回答いただいておりますけども、昨年どのくらいのホームレス、摂津市内

で保護されたか、わかっていればお聞かせいただきたいと思っています。

それから、153ページの救急医療の負担金、これも三師会から三次、二次、全部こう負担金があって、摂津市も負担をして、北摂の方は非常に救急医療としてはしっかりしてるんやということは何回もご回答いただいているんですけども、今、産科と救急とあわせると、なかなかうまくいかないとかいうような、全国にいろんな例が出てくるんですけども、一般質問でも聞かれておりましたけれどもね、医師不足という現状に対応できていると言えるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

それから、159ページの斎場費の土地借上料となっておるんですけども、これはメモリアルホールの駐車場の賃料と考えてよろしいのでしょうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

それと、環境対策ですね、いろんな対策あるんですけども、ダイオキシンの対策で三箇牧水路のダイオキシンの最終処分、予算のときにも大分もんだんですけども、これがどうなったかお聞かせいただきたいと思っています。

それから、177ページの商工業活性化事業ですね、ここで歳入の方で府の商店街活性化事業支援というのがあるんですけども、これが歳出でどこに当たるのか、購買実態調査などが当たるんかどうかと思いますが、お願いします。

それと、同じページの商工会への補助金ですけども、これ補助を出す以上、どういうふうな活動をつかんでおられるのか、お聞かせいただきたいと思っています。

それから、あと小規模修繕工事の登録制度というのが始まって、今、更新されてるんですけども、これ発注は全庁にまたがって、所管ということではないんで

すけども、商工振興の立場からどういうふうに取り組んでおられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、254ページですね、大規模災害の予算を組んでいただいて執行はないんですけども、災害のときの見舞金ですね、執行ないんですけども、この予算のときに350万という予算を組んであるんですが、これが大規模災害というか、たくさんの災害が起きたときに、これをオーバーしたときには、どういった対応をとられるのか、お聞きしたいと思います。

○上村高義委員長 暫時休憩します。

(午後0時1分 休憩)

(午後1時 再開)

○上村高義委員長 再開します。

答弁を求めます。

萩原課長。

○萩原自治振興課長 まず初めに、文化ホールの入場料以外に使用料があるのかというお問い合わせでございますが、文化ホールの入場料以外に貸し館の使用料とピアノ、マイク等の備品の使用料がございます。

平成19年度の文化ホールの貸し館と備品等の使用料の合計につきましては、329万8,635円、文化ホールの入場料は849万1,300円で、合計いたしますと1,178万9,935円となります。

次に、歳出でございますが、人件費の案分が困難であるため、人件費の分を除かせていただきます。

まず初めに、文化ホールの管理事業として4,794万4,450円、文化ホール事業2,421万7,385円、文化ホール等改善事業619万2,847円、それと機器の借上料として844万6,998円、合計で8,680万1,68

0円となります。

続きまして、国際交流協会の補助の内容についてでございますが、国際交流協会へは220万円を補助いたしております。

その活動の内容につきましては、昨年4月19日に開催されました国際交流協会の総会の場で「摂津に暮らして感じる」というテーマで、台湾出身の方にご講演をいただいております。それと、大人の英会話、通年、計30回でございます。それと、中国語講座、通年10名の方が参加されております。外国人のための救命救急講習会の開催、5名の方が参加されております。

それから、社会見学なんですけれども、名古屋港イタリア村、南極ふじの見学をされております。47名の参加がございました。

また、蚌埠市経済友好代表团滞在中の随行及び歓迎会の開催をされております。それと、蚌埠市幼児教育代表団の表敬訪問の対応をされております。

それと、外国の方に日本語を教える基礎を学び実践する心構えを身につけるといことで、その講師の方への日本語教授法入門講座を開催されております。

それから、子ども対象なんですけども、子ども映画「ハローイングリッシュ」を開催されております。

また、日本語を勉強している小・中学生及びその保護者を対象とした渡日児童の進路、学校生活サポートガイダンスの呼びかけを国際交流協会の方でされまして、67名の方が参加されております。

ほかに、ワールドクッキングジュニアということで2回開催されておまして、オーストラリアのパーティーフードの料理講習会、それとクリスマスフードの料理講習会を開催されております。

それに、家庭料理をつくりながら会話機会の提供ということで、中国語でクッキングを開催されております。

それから、蚌埠市友好親善訪問団の派遣、国際交流協会の方から、平成19年10月16日から23日の8日間、17名の方を派遣されております。親睦会ではありますけれども、バーベキュー大会の実施、外国人着物着付教室、これも社会見学ですけれども、大阪のまちを歩くということで、歴史博物館とNHKを見学されております。これも社会見学なんですけれども、京都のまちなかを歩くということで、刺しゅうの実演見学をされております。

また、日本語教室の開催ですけれども、中国の方、インドの方など延べ35名が日本語教室に参加されております。

それから、機関紙なんですけれども、交流協会の、かわら版の発行を年4回されております。

続きまして、市外宿泊施設の利用補助についてでございますけれども、市外宿泊施設の利用補助につきましては、現在、8市町の観光協会等と提携をしております。平成19年度の補助内容は43件、258人の利用に対しまして28万1,960円を補助いたしております。補助の額は、中学生以上が1,200円、小学生が800円、ログハウスが1棟につき4,800円、キャンプ場は大人の方360円、小学生200円となっております。補助の対象につきましては、市内在住・在勤・在学の方でございます。

利用件数は、年々減少しております。この主な要因といたしまして、ライフスタイルの変化とか、USJなどのレジャー施設のオープン、海外旅行のブームなどが考えられます。

その次に、防犯灯の撤去はあるのかと

いうご質問でございますが、防犯灯の撤去につきましては、既設の防犯灯の近くに、例えば大きな道路照明灯などがつきまます場合は、撤去いたしております。

それと、青色防犯灯の設置についてでございますけれども、現在、本市では、青色防犯灯はモノレール南摂津駅の駐輪場及び既設の防犯灯に青色のセロハンを張っておられる自治会がございます。防犯灯球を青色にすることによりまして、犯罪の発生が減少しているとの報告があります。これは、青色が副交感神経に作用して心理的に人を落ち着かせる効果があり、衝動的な犯罪を抑止すると言われていたり、広範囲を照らすことができるためであると言われております。

しかしながら、一方では、広範囲を照らすことができる反面、照度が落ちることや、例えば白色を水色に誤認しやすいといった弊害、また、費用につきましても、現行の防犯灯よりも高くなるということもありますので、今後、導入するかどうか、慎重に検討したいというふうに思っております。

○上村高義委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 私の方からは、社会福祉法人介護特例補助金の執行がなかったという意味についてご説明申し上げます。

この事業は、国の補助事業でございます。社会福祉法人が生活困窮された介護サービスの利用者の方の負担の軽減を図ったという場合に、市がその法人に対しまして軽減額の2分の1を補助するという制度でございます。

ただし、その法人による軽減額が、その法人が実施する介護サービスの総収入額の1%以内の場合は、法人による単独負担ということでございまして、市の方が補助を行うということがないというよ

うな仕組みになっております。

19年度につきましては、実際に負担の軽減を受けられた利用者の方は2名いらっしゃいまして、いずれも特別養護老人ホームの入所者の方なのですが、およそ年間、それぞれ8万円程度の軽減を受けてはおられるんですけども、それが法人の収入の1%に満たないということでございますので、市からの補助はないということでございます。

○上村高義委員長 阪口課長。

○阪口健康推進課長 それでは、まず決算書35ページ記載の衛生使用料の収入未済額につきまして、22万8,500円計上させていただいておりますけれども、この内容でございますけれども、過年度におきまして、メモリアルホールで市営葬儀をされた方のうち、使用料の7日間の延納という制度をお使いになられた方がおられます。この方の使用料が今のところ、まだ一部のみ収納されておりますが、まだその部分が納まっていないということの内容でございます。

続きまして、57ページに記載しております墓地管理基金でございます。この墓地管理基金につきましては、私どもは墓地管理基金条例というものを持っておりまして、これは烏飼中墓地、烏飼下墓地の2墓地に係る使用者からちょうだいいたします管理料を基金として積み立てておるというものでございます。

それで、この基金条例の中で、基金の処分として、墓地の管理に必要な財源に充てる場合、この場合には、その一部を取り崩することができるということでございます。私ども、墓地の管理運営につきましては、税で賄う部分とこの基金で賄う部分と明確にしなければならないということになってございますが、現下の利率の低さということもございまして、

この4万1,082円につきましては、歳出予算でいきますと、159ページに光熱水費4万1,082円というふうな歳出予算を決算させていただいておりますけれども、これの財源に充当するために、墓地管理基金から一般会計への繰り入れということをしているということでございます。

その次に、メモリアルホールでございます。委員ご指摘のように、価格改定を18年7月から実施をさせていただいております。19年度決算では、価格改定後の価格と使用料がすべてでございます。

それで、価格改定によって黒字が出たのではないかというふうなお問いたださうんですけども、なかなかまだ管理運営に関しましては、維持管理経費におきまして、19年度決算でございますけれども、後ほどご説明させていただきます土地の借上料等々を含めまして、維持管理経費が4,437万8,636円要しております。これに対しまして、決算書35ページにございます葬儀会館の使用料でございますけれども、収入といたしましては3,533万5,150円が収納されておりますけれども、支出に対しまして収入が単純に受益者負担の率ということになりますと、まだまだと申しますか、値上げで79%までご負担をいただいているというのが現下の状況でございます。

続きまして、153ページに救急医療負担金ということで、三島医療圏におきます救急医療体制の維持をするために、一定の負担金を負担しておるわけでございます。

救急医療に係ります医師不足につきましては、委員ご指摘のように、新聞紙上でもよく言われておることでありまして、我が三島医療圏におきましても、全く安

心できると、充足されているというふうな状況にはないというふうな認識を私どもしております。三島保健医療協議会の場においても検討されておりました、市といたしましても、いろんな場を通じて増員のお願いをしております。やっと最近の新聞紙上によりますと、医学部の定員の増を図るというようなことが、やっと国も重い腰を上げていただくということになっておりますが、まだまだその効果があらわれるのは先かなというふうに思っております。

それで、今現在、本市が、この決算書にもは上がっておりますけれども、二次医療圏で高槻島本夜間休日応急診療所、これ初期救急なんですけれども、この運営を維持するために摂津市の医師会から当番制で医師の派遣をしていただいていると。摂津市医師会の多大なご協力をいただいているというような側面もございます。医師不足に関しましては、三島医療圏の中での協力体制を相互に補完しながら、確立していくと、維持していくというふうなことで考えております。

続きまして、159ページ、土地借上料496万8,060円を決算させていただいております。これにつきましては、委員ご指摘のように、メモリアルホールでございます屋外駐車場2段でございます。これの土地借上料の代金でございます。

○上村高義委員長 水田次長。

○水田生活環境部次長 決算書の39ページの塵芥処理手数料のうちの不納欠損について、内容をご説明申し上げます。

引っ越し等で出ますごみを臨時ごみとして収集を行っております。10キロ当たり180円で収集を行っておりますけれども、収集後に計量を行いまして、後日、郵送でもって請求書を送ります。

本来ですと、その請求書でもって納付していただくわけですがけれども、なかなか支払っていただけない部分がございます、私ども、月の週5週目の収集のない日に、全員体制でもって直接出向いたり、徴収についての作業を行っているわけですが、なかなか徴収できないケースがございます。その分が19年度、14年度分でございますけれども、31件の不納欠損分ということでございます。

今現在、その対応につきまして、債権管理対策協議会、私法ですが、整理部会の中で、その辺を今後どういうふうに対応していくかということで検討、研究しております。

それから、63ページの拾得金でございますけれども、これは不燃ごみを収集しておりますけれども、収集した収集時にパッカー車の中から出てきたお金でございます、今回、初めてということで計上させていただきまして、なかなかその場所が確定できませんので、警察へ届けさせていただいたということでございます。

○上村高義委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 それでは、地域福祉課に係る部分につきましてご答弁申し上げます。

まず、決算書49ページの府の補助金の中で、府が単独で補助している事業についてでございますけれども、まず、節1の社会福祉費補助金につきましては、真ん中あたりの小地域ネットワーク活動推進事業補助金、これは校区福祉委員会等の活動に対する補助金を主としたものでございます。

それから、その3つほど下のコミュニティソーシャルワーカー配置促進事業補助金、これは中学校区にコミュニティソーシャルワーカーを配置をして、地域福祉

の活動を進めていくという事業でございます。

それから、節2の老人福祉費補助金の2つ目でございます介護予防・自立生活推進事業補助金、これは高齢者の住宅改造や独居老人愛の一声訪問などが対象事業でございます。

それから、その下のふれあい交流促進事業は、月1回の公衆浴場をお願いしております老人無料入浴に係る事業でございます。

それから、その次、街かどデイハウス支援事業補助金、これにつきましては、介護予防を目的としまして、千里丘の地域で今、ボランティアグループによって取り組んでいただいている事業に対する補助金でございます。

それから、高齢者見守りセーフティネット補助金、これは先ほどご答弁申し上げました社会福祉協議会の方でやっていただいておりますホームヘルパーの見守り活動に対する補助金でございます。

以上の補助金が府単独の補助金でございます。

続きまして、68ページの民生債の件でございますが、決算書の254ページの諸支出金、災害援護資金貸付金という項目がございます。予算額が350万円で実績はございません。

この災害援護資金貸付金といいますのは、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づきまして、災害弔慰金の支給等に関する条例を制定をしております、その中で豪雨等の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対しまして、災害援護資金の貸し付けを行うということになっております。その最高額が、住居が全壊した場合、350万円ということになっておりまして、その1件分をここに計上させていただいているということになっ

ております。これに対しまして、先ほど68ページのいわゆる民生債、地方債で対応ができるということで、同額の350万円を計上させていただいております。

なお、地方債につきましては、地方財政法第5条に地方債の制限という項目がございます、通常の事業については、地方債以外の歳入をもって財源としなければならないとなっております、ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができるというふうになっておりまして、その第4項に災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合となっております、これに該当するというところで計上させていただいております。

ということでございますので、山崎委員がご指摘のように、通常の保健、福祉の事業で、事業費が足りないということで、この民生債で対応するということはできないということでございます。

続きまして、水道事業会計繰出金でございますが、これは、ひとり暮らし等の高齢者世帯等に水道料金の減免を行うことによりまして、その経費分について、水道事業の会計の方に繰り出すものでございます。

対象につきましては、特別児童扶養手当支給世帯が、19年度で、これは2か月に1回、水道料金を徴収しておりますので、若干その実際の世帯数と若干の数字の差異はあるかもわかりませんが、件数としては一応40件、精神障害の方を含む世帯が922件、身体障害の方を含む世帯が4,986件、知的障害の方を含む世帯が1,085件、ひとり暮らし高齢者の方の世帯が5,194件、ひとり親家庭等の医療助成世帯が3,849件の計1万6,076件となっております。

平成18年度の件数が1万4,989件でございますので、前年度からの伸びは7.3%となっております。特に伸びが大きいのは精神障害の方を含む世帯が10.8%、それから、ひとり親家庭等の医療助成世帯が12.4%ということで、全体の伸び率を上回るような状況となっております。

○上村高義委員長 船寺参事。

○船寺こども育成課参事 こども育成課に係る部分について、私と課長と白山室長の順番に答えさせていただきます。

私の方から、歳入につきましてお答えさせていただきます。決算書33ページの児童福祉費負担金の不納欠損についてお答えさせていただきます。

この167万2,600円の不納欠損につきましては、市立保育所保育料、私立保育所保育料のこの2つの不納欠損分となっております。

この不納欠損の理由につきましては、徴収権の消滅時効5年が経過したために不納欠損となったもので、内訳を申し上げますと、9名の子ども、7世帯となっております。

○上村高義委員長 稲村参事。

○稲村保健福祉部参事 こども育成課に係る部分、幾つかの点につきましてお答えさせていただきます。

65ページ、こども育成課に係る雑入でございますが、まず、保育所職員給食費負担金についてでございます。これは、公立保育所の職員が、昼食といたしまして子どもと一緒に給食を食べておりますので、その給食費を支払っているということでございます。

次に、児童主食費負担金についてでございますが、現在の保育料の制度といたしましては、保育料の中に3歳以上児の主食費を含んでおりません。ほかの3歳

未満児は給食費全体、そして3歳以上児は副食費だけを保育料の中に含んでおりますので、別途3歳以上児の主食費を保護者の方にご負担いただいております。その主食費と、それからさらに公立保育所において行っております一時保育、そこにおける給食代、また夕食代についても、ここに計上いたしております。

次に、児童手当返還金、また児童扶養手当返還金についてでございますが、これは主に所得構成によりまして、資格要件がなくなられた方の返還金というものでございます。

続きまして、乳幼児医療費返還金、ひとり親家庭医療費返還金でございますが、これは国保からの返還金でございます。国保加入者で医療行為を受けられた場合、課税世帯か非課税世帯かによりまして高額療養費がかわってくるわけですけれども、国保連合会の方ではそのことがわからないために、一旦乳幼児医療費、あるいはひとり親医療費の方から支払いをしたものの中から、本来、国保で高額療養費を支払わなければならない分につきまして、年度末に一括をして雑収入という形で入金をしているものでございます。

次に、児童手当についてでございますが、児童手当は平成19年度決算で1億3,000万ほど増となっております。これにつきましては、平成19年の4月から3歳未満児の支給額が一律5,000円から1万円になったことに伴いますものと、また、児童手当につきましては、6月、10月、2月が支払い月となっておりますので、その前年、平成18年の4月から対象年齢が引き上げになりました、小学校3年生までだったものが小学校6年生までとなっておりますけれども、その分につきまして、平成18年度決算では10か月分が計上という形になって

おりますが、平成19年度につきましては1年分が計上ということになりまして、その分についても増額ということになっております。

また、児童扶養手当が減額になっているということについてでございますけれども、昨年8月の支給月だけを見ますと、18年が759人、19年8月が741人ということで、18人減ということになっております。ただ、本年8月には790人の受給者になっておりますので、49人の増ということになっております。また、年間の受給者数を見ますと、定時払いの方の平均でいきますと、18年度と比べますと6人減というような状況でございますので、人数的に言いますと大きな変化はないのではないかとこのように考えております。

続きまして、乳幼児医療費助成でございますが、医療費分だけについて見ますと、1,992万6,000円の増額となっております。これは19年の7月から4歳未満児から5歳未満児に1歳引き上げというふうになっておりますので、実際には7月から平成20年の2月までの8か月間の医療費ということになります。それですので、大体1年間という形で計算をし直しますと、2,600万ぐらいの増ということになるのではないかとこのように考えております。

次に、こども育成課に係る職員の賃金の問題でございますが、年々減ってきているのではないかとこのご指摘なんですけれども、平成18年度に比べますと、平成18年度中、または平成18年度末に退職をされました職員が7人ございました。そのうち、定年で退職したものが3人おりました、その3人については新規採用という形で補充をいたしております。この人数の差と、それから退職者の賃金

と、また新規採用の職員の賃金の差額がここにあらわれていると思います。

平成20年、今年は、7名が新規採用職員として保育所で業務に当たっておりますし、また、平成21年度に向けて、現在、新規職員の採用試験を実施しているという状況でございます。

また、こども園のお話でございますが、こども園につきましては、まず親が働いている、働いていないという親の条件によって子どもが分けられるということではなく、同じ地域の子どもたちが同じ教育、保育を受けて育っていく、同じ学校へ上がっていくという、そういう大きな利点があるのではないかとこのように考えてはおります。

昨年、こども園検討会を保育所、幼稚園の現場職員と、また教育委員会、そしてこども育成課とで構成いたしまして、いろいろな形で検討も重ねてきております。実際にこども園として運営をされているところに視察にも出かけてまいりました。今年につきましては、幼保連携会議という形で、さらに具体的な連携を図っていくための会議を毎月、定例的に持っているというような状況でございます。

こども園につきましては、課題も問題点もあろうかとは思いますが、またいろいろな形で今後とも検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○上村高義委員長 白山参事。

○白山こども育成課参事 児童虐待防止の取り組みについてご答弁申し上げます。

摂津市の児童虐待防止の取り組みは、府下でも早く、児童虐待防止法が成立する前の平成8年ごろから研修等に取り組んでまいりました。平成12年、児童虐待防止法を受け、摂津市児童虐待防止ネットワーク「キャピセ」が平成13年に立ち上がったことはご周知のとおりです。

そして、平成17年、児童虐待防止法一部改正と国の要請を受けまして、要保護児童対策地域協議会にも移行しております。

統計的なものにつきましては、摂津市ではおおむね実数、虐待の通告約50件くらいでしたが、少しずつふえてまいりまして、平成17年度の改正を受け、疑わしいものは通報ということになり、平成18年ごろからは100件前後となってまいっております。平成19年度は106件の虐待の実数がありました。この約半分は、何らかの援助等で終了閉止となっております。

児童虐待防止への取り組みにつきましては、本年度、オレンジリボンキャンペーンを府下で初めて市で取り組ませてもらっておりますが、このキャンペーンフレーズにもありますように、虐待の発見が支援の始まりです。ということは、当初、ネットワークの立ち上げ時から対応フォロー図の中にも入れさせていただいてます虐待をしている親のつらい状況も一方であり、単に虐待を発見し、魔女狩りをするということにならないことも大切だと私たちは考えております。そのため、摂津市の虐待フォロー図の中に支援を組み込ませていただいております。

一次予防から三次予防までを視野に入れたいろいろな取り組みをしておりますが、その一つが各親支援プログラムを実施しております。一次から二次予防につきましては、完全な親はいないということで「ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム」、それからオーストラリアで生まれました「前向き子育てトリプルP」、それから二次予防から三次予防、虐待をしてしまっていると感じている親の回復支援プログラム「マイトゥリー」を開催しております。

そして、これも府下で堺市とともに他市に先駆けて、平成15年から子育てアドバイザーさんの派遣事業も、虐待防止と、それからより重度になるものに力を発揮しています。予防に発揮しています。

また、今回オレンジリボンキャンペーンにおきましても補助金をいただきまして、一般市民向けのリーフレット配布と各学校・機関、個人へのマニュアルを児童虐待の防止から介入までをマニュアル化しまして、個人に配布したいと考えております。今、作成をしているところで

しかし、そういう取り組みもあれですが、摂津市の一番の特徴は、行政の縦割りを超えた機関連携にあります。児童相談所、福祉、保健、民生児童委員、教育委員会、市民の横のつながりが、すごくいいということで、高く評価を受けております。これは本当にありがたいことだと思っております。ぜひ詳しくは1階のオレンジリボンキャンペーンの展示場をごらんになってください。

○上村高義委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 国保年金課のうち、高齢者医療に関して説明させていただきます。

決算書65ページ、雑入、一部負担金相当額等一部助成返還金についてでございます。

一部負担金相当額等一部負担金の助成制度につきましては、高齢者のうち、障害者手帳1から3級、一部4級の方もございますや、特定疾患の病気をお持ちの方の医療費を助成する制度でございます。この対象者の方は、一つの医療機関で入院・通院されるときに、1か月に2日を限度に1日500円。保険対象分でございますと、1か月1,000円とする制度でございます。

この返還金1, 221万2, 594円のうち16万5, 766円につきましては、医療機関の請求間違いであり、直接医療機関から徴収いたしました。残りの1, 204万6, 828円は、先ほど乳児医療制度、ひとり親制度で説明がありましたように、この制度では老人保健医療特別会計との財源調整でございます。非課税世帯4万4, 400円と2万4, 600円の方の差額を後で調整するというので、財源調整したものでございます。老人保健医療特別会計から収入を一般会計に移したものでございます。

続きまして、長寿医療制度システム構築委託料の経過及び国庫補助金との関係でございます。

皆様ご承知のように、20年4月から長寿医療制度が導入されたんですけれども、19年度中はシステム構築の準備期間ということで、2つの不安要素がございました。一つは、大阪府後期高齢者医療広域連合の情報提供のスケジュールが予算編成時にはまだ未定であったこと、これが一つ。それから、2つ目に本市の電算システムが20年から、ご承知のようにオープンシステムへ移行する準備期間であったということで、2つの大きな不安要素の中で、当初3, 657万7, 000円を計上いたしました。そして、両者の会社と調整の中で、どうしても広域連合へ送る資料は、やはり確定した資料が必要だと。テスト状況では間に合わないということが判明いたしまして、国保年金課、情報政策課、そして日立情報と日本コンピュータシステムの間で役割分担をいたしまして、去年の9月に補正予算をお願いさせていただいたところでございます。

決算額4, 623万5, 700円のうち、日立情報システムには3, 480万

7, 500円、日本コンピュータシステムには1, 142万8, 200円を支出しております。

続きまして、これに対する補助金はどうかということなんですけれども、構築補助金につきましては、かかった費用は国は見ないと。国民健康保険の被保険者の規模、それから老人人数の規模ということで、国民健康保険関係では300万、それから後期高齢者関係では590万5, 000円、合計890万5, 000円を国庫からいただいておりますので、純然たる一般会計で3, 700万ほど補てんしたということは事実でございます。

続きまして、240万の高齢者医療制度円滑導入事業費補助金でございますけれども、これは新しい制度になって、今まで社会保険の被扶養者の方は保険料がなかったと。この方の保険料を激減緩和するための費用、この額240万については全額国庫措置をするということで、同額の歳出、同額の歳入を計上させていただいております。

○上村高義委員長 東澗課長。

○東澗生活支援課長 生活支援課に係ります4点についてお答えいたします。

まず、決算書43ページの生活保護適正実施推進事業補助金でございますが、これは国のセーフティーネット支援対策補助金で、補助率10割となっております。

具体的な内容といたしましては、レセプト点検事業が23万9, 000円、これは決算書の151ページ、生活保護総務費の委託料の中に含まれております。内容といたしましては、専門業者にレセプト点検を委託し、レセプトの重複審査、資格審査、診療報酬等の過誤点検を行い、医療扶助の適正実施に努めるものであります。

次に、扶養義務調査及び資産状況把握事業の通信運搬費が14万7,000円含まれております。

最後に、関係職員の研修費6万2,000円含まれています。これはケースワーカーが研修に参加することにより、専門性を高めることを目的としております。具体的には、東京2泊3日の旅費が含まれております。

次に、決算書63ページの雑収入、生活保護法による返還金・徴収金についてでございますが、内訳といたしまして、生活保護法第63条に基づく返還金が118件、1,159万2,125円、生活保護法第78条に基づく徴収金25件、406万4,117円でございます。

生活保護法第63条の返還金につきましては、生活保護法第63条で被保護者が窮迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において返還しなければならない旨の規定でございます。したがって、生活保護法第63条の処分は、資力があることを認識しながら、生活保護費を支給したことに対し、従前の保護の決定処分自体はそのまま有効なものとし、費用の関係だけを事後的に調整するものであります。

具体的な内容といたしましては、生命保険の解約返戻金等、厚生年金の遡及の分、住宅の解約返戻金などが含まれております。委員ご指摘のとおり、この中には数件、生活扶助費の過払い分も含まれております。

次に、生活保護法第78条の徴収金でございますが、これは生活保護法第78条に不実の申告、その他不正な手段により保護を受けたときに、その費用の全部、または一部をその者から徴収することができる旨の規定です。したがって、生活

保護報第63条とは異なり、生活保護法第78条は、虚偽の事実の更正、または真実を隠ぺいする等、刑法の詐欺には至らない程度ではあるが、不正な手段で生活保護費の支給を受けた場合に適用されるものでございます。

具体的な内容といたしましては、就労しているにもかかわらず、申告をしなかったものが主な要件になっております。この部分の発見につきましては、年に1回、課税調査を行っておりますので、その課税調査の分と各保護者から収入申告されている部分を照らし合わせた中で確認しております。

これらの生活保護法の返還金・徴収金につきましては、対象となる収入等の内容を的確に把握し、自立更正を含めた控除を福祉事務所として個々に検討し、それぞれのケースにつきましてケース検討会議を開き、その後に生活保護法第63条につきましては所長決裁、第78条につきましては部長決裁の後に執行してまいっております。

次に、保護費の推移の件でございますが、保護費は、毎年ずっと若干ですが伸びてきております。平成11年度に決算額で10億5,707万3,950円で、そこから毎年増加傾向にありまして、平成18年度で19億789万1,802円となっております。18年度から19年度につきましては、18億6,817万7,255円で、午前中に部長の方から補足説明がありましたように、0.8%減少しております。これにつきましては、平成18年度において自立支援法が施行されたことに伴いまして、生活保護受給者の中で人工透析をされている方につきましては、生活保護費の方から平成19年度から更生医療費の方に組みかえられたことにより、若干、全体の生活保護

費自体は減少しております。その影響額が、障害福祉課の方からお聞きしてるのが7, 142万4, 680円で、それと19年度の決算額、トータルしますと、19億3, 960万1, 935円と、対18年度に比べましても、微動ではございますが増加しております。

次に、ホームレスについての対応でございしますが、大阪府におきましては、平成16年度から府下を4ブロックに分けて、巡回相談事業を展開しております。摂津市におきましては、北摂7市3町の共同で事業を展開しております、これは毎年持ち回りで幹事市を決めまして、その幹事市に対して負担金を支払うような形になっております。

決算書におきましては、127ページの社会福祉総務費の中に、負担金、補助及び交付金で、総合相談推進事業負担金49万8, 000円を計上しております。

具体的な事業の内容ですが、大阪府ホームレス総合相談事業共同運営団体である大阪府社会福祉協議会と大阪府社会福祉士会、それに大阪府総合福祉協会の3団体の構成による事業主体と委託契約を行っております。

具体的な活動内容といたしましては、主任相談員1名、巡回相談員2名を常時、ホームレスがおられます河川敷、公園等を巡回して相談に乗る形の事業となっております。

○上村高義委員長 委員が質問してるのは、昨年どれぐらいのホームレスの人を保護しましたかということだけ。その事業内容についてでなくて、どれぐらいの人数を保護されたのかというのを聞いてるんです。

○東澗生活支援課長 19年3月31日の段階で、摂津市におきましては38名のホームレスで、それがことしの3月3

1日の段階で、私どもの方で把握してるのは30名ということで、8名減というふうな形になっております。

この方々につきましては、ちょっと数字は拾えていないんですが、生活保護の方に引き継いでホームレスから脱却された方が、この8名よりも以上にいるように考えております。

なぜ8名以上いるかと言いますと、ホームレスの方が一たんそこを退去されても、また新しい方がそこに入ってくるというふうなことがございますので、実際はもう少し多い人数が保護につながっていると考えております。

○上村高義委員長 今、ここでちょっと申し上げますけども、質問者の意図をきちり確認した上で、聞いてないことにも答弁された気がしてますんで、聞かれたことだけに答弁するように、明確に答弁をお願いします。

堤課長。

○堤障害福祉課長 山崎委員さんのご質問のうち、障害福祉課に関するご質問にお答え申し上げます。

まず、32ページの社会福祉費負担金の未収金についてでございますが、19年度の収入未済額、決算額536万3, 026円のうち、障害福祉課が所管いたします介護給付費利用者負担金が527万9, 476円、地域生活支援事業利用者負担金が2万5, 150円と、ほとんどを占めております。それぞれが内容は、市立施設に係る利用者負担金となっております。

なぜ払っていただけないのか、負担金が高額なのかというご質問につきましては、これまで、対応といたしまして、納付書の送付回数をふやしたり、施設から納付書を渡していただくなど、さまざまな対応をしまいたところでございます。

す。しかしながら、その未収金の大半がみきの路の入所の利用者に係る負担金が占めておる現状がございます。利用者の方、障害年金等がございまして、その額に応じた負担となっておりますので、決して高額と言えるような額ではないんですけども、市内の利用者の方につきましては、生活面も含めて相談支援を障害福祉課でさせていただきまして、そういうことによって納付をしていただいているという現状でございますが、他市の方については、そういった権限が及ばないところから、非常に対応に苦慮をしているところでございます。

施設入所者につきましては、利用者負担の滞納を理由に退所させるようなことはできませんので、非常に私どもも対応を考えておりまして、そこで、平成20年度は政策推進課が市内の各部署に呼びかけて設置しております債権管理対策協議会ということに参加いたしまして研究をしまいついておりますので、今後、適正な運用を図っていきたく思っておりますので、よろしく願いいたします。

2つ目の、各種施設への府の負担金ということでございますが、47ページのところで、サービス利用計画作成負担金以下、下から3つ目の障害者支援パッケージ交付金を除きまして、そのほとんどが障害者自立支援法に基づきます介護給付費、訓練等給付費に対する大阪府の負担金4分の1でございます。この性質というのが、この介護給付費、訓練等給付費の2分の1を国が負担し、府が4分の1、市町村が4分の1を負担するというものでございます。

障害者支援パッケージ交付金につきましては、障害者手帳の交付事務を大阪府から移譲を受けておりまして、それに対する事務補助としていただいておりますもの

でございます。

それから、3点目でございますが、49ページの補助金の性質ということでございますが、49ページの補助金のうち、障害者の福祉作業所等に係る補助金がほとんどでございます。上から障害者福祉作業所運営事業補助金、それから精神障害者共同作業所運営事業補助金、それから小規模通所授産施設運営事業補助金、その下の精神障害者小規模通所授産施設運営補助金、それから、幾つか飛ばしまして小規模授産施設機能強化支援補助金が福祉作業所に対する補助金となっております。

それから、真ん中あたりの、障害者就業生活支援センターステップアップ事業補助金、これにつきましては、ふれあいの里の中にあります障害者就業生活支援準備センターの委託に係る補助金でございます。

それからその下の、障害者サービス利用サポート事業補助金につきましては、ひびき園「ウイング」で行っております相談支援事業に対する補助金でございます。

下から4項目めの地域生活支援事業市町村推進補助金につきましては、障害者自立支援法が施行されまして、障害福祉サービスのうち国事業と市町村事業がございまして、市町村事業を地域生活支援事業と呼ぶわけなんですけど、そちらに係る推進のための補助金ということで、定額の100万円でございます。

それと、同じく、一番下なんですけれども、これが地域生活支援事業補助金の方が、事業と実績に応じて国から補助がおりております、その金額が市町村に割り当てられている補助金となっております。

それから、下から3つ目の障害者自立

支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金につきましては、障害者自立支援法の施行に対する推進施策として国から補助金をいただいているものでございます。

内容につきましては、3つ事業がございまして、デイサービス事業の緊急移行支援事業、それから、障害児を育てる地域の支援体制整備事業、障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業にそれぞれ補助金を交付いただいております。

それから、最後に通所サービス利用促進事業補助金につきましては、これも事業団で実施しております送迎に対する補助としていただいております。

授産施設の補助金の推移ということでございますが、授産施設の補助金の推移につきましては、運営補助金それから市の単独分を合わせまして3法人、8つの作業所等ございますが、合計1億989万2,000円の交付をいたしております。この額はここ数年ほとんど変動はございません。ご質問の趣旨は、新体系移行ということではないかというふうに考えておるんですけれども、障害者自立支援法の施行によりまして、こういった福祉作業所等につきましては、22年度中に障害者自立支援法の定める新体系事業に移行をしないと、これらの補助が打ち切られるということになっております。

今の進展状況でございますけれども、今現在は、新体系に移行した福祉作業所は全くございませんが、平成20年度につきましては、新体系移行のための説明等、積極的に行ってまいりました結果、21年度には多くの作業所が新体系移行をしていただくことになっております。障害福祉課といたしましては、新体系移行のために、市の単独事業の拡充に努め

てまいりたいというふうに考えております。

それと、今のところに関しまして、3億8,500万円の補助金支出となっているかということでございますが、この件に関しましては、今申し上げました障害者自立支援法の施行によりまして、今まで身体、知的、精神の3障害が違う目ではばらばらに支出をされておったわけですが、一体として支援をするということになりまして、身体障害者福祉費、知的障害者福祉費で執行してまいりましたものの多くのものが社会福祉総務費で執行することとなったことによって、こちらの方に社会福祉総務費の方が大きくなっておるわけでございます。

それから、みきの路の委託料についてでございますが、みきの路の委託料として1億6,268万7,852円を執行いたしておるわけですが、今後、指定管理の更新等を目指してどういうふうに考えているのかというお問い合わせでございますけれども、みきの路は御存じのとおり、府下では唯一の市町村立の入所施設でございまして、非常に小規模で地域の方の親亡き後の施設として知的障害者の支援の核となるような施設でございます。新体系移行については、まだ一部しか済ませておりませんで、入所については平成22年を目途に新体系移行を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、その折には平成23年の指定管理の更新ということを前提に、みきの路が先ほど申し上げましたように、親亡き後の施設として核となる役割を果たせるように、今後研究をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○上村高義委員長 池上課長。

○池上環境対策課長 環境対策課に係ります三箇牧水路のダイオキシン類、底質汚染のその後の経過についてのご質問について、ご答弁申し上げます。

昨年9月18日付で民生、建設各委員会の委員各位に配付させていただきました三箇牧水路底質汚染の検討結果報告書以降の経過を報告させていただきます。

若干その前の経過を申しますと、本事業は、平成12年1月に施行されましたダイオキシン類対策特別措置法に基づき、平成12年度に大阪府が実施しましたダイオキシン類の常時監視により、神崎川、新三国橋における水質が環境基準値を超過していることが判明しましたことに端を発するものでございます。

それを受けまして、翌年から原因究明のため、上流域において追跡調査が行われまして、平成17年度に摂津市を流れます農業用排水路でございます三箇牧水路の底質に高濃度のダイオキシン類が存在することが確認されました。

一方、大阪府は同水路に治水を目的としました鳥飼北部排水機場を建設しましたが、同施設の稼働の際に支障となる底質を緊急的に除去し、水路敷内に暫定的に保管し、現在に至っておるものでございます。

その後、大阪府におきまして、汚染原因の究明が行われ、主たる汚染原因者が推定されました。結果報告書の公表以降、大阪府は暫定保管中の汚染底質の処分に当たりまして、汚染原因者に事業費の全部または一部の負担を求めるための手法について検討を行われ、最も確実な手法としまして、公害防止事業費事業者負担法を適用することとし、負担法の規定に基づき、費用負担計画をするため、ことしの5月9日に大阪府環境審議会において三箇牧水路底質対策に係る費用負担計

画について諮問されました。

費用負担計画部会を設置され、5回にわたり審議されました後、今月7日に開催されました大阪府環境審議会で部会の取りまとめを報告された後、答申が承認されました。

承認されました部会報告の概要を簡単に説明いたしますと、部会での審議結果は、1、公害防止事業の種類、2、費用を負担させる事業者を定める基準、3、公害防止事業費の額、4、負担総額及びその算定基礎、5、公害防止事業の実施に必要な事項となっております。

まず1点目の公害防止事業の種類としましては、対象とする事業の範囲は今後実施する保管底質の無害化及び最終処分、2点目、費用を負担させる事業者を定める基準におきましては、3点の基準を審査されまして、それに基づいて1者が該当するという事で、1者に絞られました。

それから2点目の、大阪府の財政再建プログラムへの対応ということでございますが、障害福祉課におきましては、重度障害者訪問看護利用料助成事業補助金、それから在宅障害者健康管理システム整備補助金、それから地域生活支援事業市町村推進補助金、障害者サービス利用サポート事業補助金など4項目が大阪維新案ということで、最終的に21年度廃止となっております。これらの事業につきましては、できる限り利用者の方に不便がないように考えて予算要求をしてみたいというふうに考えております。

3、公害防止事業費の額は対策工法の検討を行い、それに基づいて大阪府が公共工事の積算基準に従って算定しました額は1億2,600万円以内とされました。

4、負担総額及びその算定基礎は、ま

ず算定の基礎式でございますが、負担総額イコール公害防止事業費掛ける寄与率掛ける概定割合で求められました。それぞれ寄与率は解析結果から77%、概定割合は事業者の負担割合を法規制前の期間は4分の3、法規制後につきましては10分の10とし、それぞれの期間で荷重平均することで82%となりました。事業者の負担総額は7,960万円以内と決定ということになりました。

5、公害防止事業の実施に必要な事項におきましては、事業者負担金の納付に際しましては、費用負担を求める事業所が中小企業者であるというところを鑑みまして、分割納付等について配慮することが望ましいと決められました。以上で簡単でございますが、大阪府環境審議会に答申されました費用負担計画部会報告の概要を説明させていただきました。

○上村高義委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 それでは、決算書の177ページ、商工業活性化対策事業補助金と53ページ、歳入での大阪府商店街等活性化支援事業補助金との関係をご説明申し上げます。

まずこの支出は活性化支援対策事業の空き店舗活用促進事業で正雀本町商店会内での一時保育事業「ちいさなおうち」を開設されたときにかかわる1年間の家賃補助のうち、19年度残り分、3か月分の補助金で一月10万円を3か月、本市商工業活性化対策事業から補助したものであります。そして、その家賃補助、30万円の4分の1が大阪府から本市へ補助金として交付されたものでございます。

よりまして、この歳入歳出面におきまして、先ほど申されました、購買実態調査事業とは全く別の支出のものでございます。また、この購買実態調査は市単独

事業で、府等からの補助はなく、歳入は発生いたしません。

続きまして、177ページ、商工会補助金についてでございますが、平成19年度商工会は総事業費が1億551万5,920円で、収入におきましては、会費、手数料収入が5,202万3,129円、大阪府補助金が4,075万2,355円、本市補助金585万円、ほか商工連合会受託料、繰越金等で賄われております。

支出に関しましては、大阪府補助金が8名の指導員人件費用に充当されており、本市補助金は地域総合振興費960万3,682円の一部に充当されております。

続きまして、産業振興課における小規模修繕工事登録制度へのかかわりについてであります。約市内4,000事業所を有する本市でございますが、そのうち9人までの従業員の事業所が約2,900事業所に及ぶ中で、当制度は大変有意義なものと認識いたしておりますが、その周知方法は担当の財政課が単独で行う状況でございました。産業振興課では、産業振興特集号を本市広報に掲載するときに限り、市内約4,000事業所にこの特集号を別途送付いたしており、今後はこの産業特集号を編集する際、他部署での関連する事業等の確認をとるなど、庁内での連携をとりながら、各種事業が有効活用されますよう、その周知に努めてまいりたいと思います。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 ご丁寧な説明ありがとうございます。よくわかりました。

まず、最初の歳入の欠損、欠陥なんですけれども、保育料、5年が経過する、それから塵芥手数料、これも31件が一括処理というか、今までの分が処理、ここに出てきているわけなんですけれども、

払ってもらえないから、そのままという態度も正しくないと思いますし、どういったことでこういうことになるのかというのは、やっぱり、5年の経過の間にしっかりとお話はされているのかなと思っておりますので、丁寧な扱いをお願いしたいと思います。これはもう要望で結構です。

民生部門でサービスを受ける際に、これからほかの部分なんですけども、無料ということにはなっていないことになってきているんですね、負担金を求められるということで。利用者の負担が重くないか、さっき、障害者、みきの路ですね、たくさん滞納があるというふうな話も出てきました。ここで、他市の方はなかなか相談にも乗れないというような話も言ってきましたけども、手続きしっかりしてもらおうとか、減免制度とか生かしてもらおうとかいう働きかけが大事になってきていると思うんですが、市民の側からも故意で払わないというのは、それは大きな問題なわけで、いただけないといって、もうほっておくというのもまた問題なので、市民の状況をしっかり確認していただけるよう要望しておきます。

それから、金額が高い、低いの話なんですけども、無理な負担金というか、先ほどのみきの路の中で年金生活というか、障害年金の生活の中で、生活費に公租公課をかけないという、憲法の問題から照らしますと、そういう高過ぎるという部分であれば、これはもう制度不良ですから、国にこの制度の改善を求めるべきだと思っております。こういったことに対して払えない方に対する国の制度不良というか、国にもしっかり物を言っておられるのか、何か対策をとっておられるのか、ちょっとお聞きしときます。

それから、47ページから後の補助金

のところなんですけども、42ページの生活保護の方はプライバシーに気をつけてやってください。要望としておきます。

それで、49ページの補助金、47ページの補助金ですね、小地域ネットとかソーシャルケースワーカー、CSWですね、事業、それから介護、入浴事業、見守り活動、ほんまに大事な制度があると思うんですけども、これ、府が知事かわりまして、ばっさり削ってくるのかなということでは、この部分がどういうふうに取り扱われていくのかというのを、ちょっと心配しておりますので、府の方でばっさり削ってくるということになったときの対応をお聞かせいただきたいと思いません。

それから、補助金の方で、直接介護施設とかそれから障害者施設に直接補てんみたいなのというか、事業補助というのは余りないんですよ。127ページあたりで言ってもらった、先ほどの作業所への1億900万、それも新体系移行でなくなるのかというような話とも絡んでくるんですけども、先ほど堤課長の答弁では移行してくれば市の単独事業としても頑張るといような頼もしいお言葉もいただきました。

しかしね、この介護保険とか自立支援の制度では、報酬が、利用者が使って、その事業費として報酬が払われる。1割が市民負担になるというのが原則ですから、利用者が減るといような、少なくなると、収入が途絶えてくるわけですね。事業者の努力も必要なんでしょうけども、事業所がつぶれてしまう、減ってしまう、最近減ってるということも聞いてるんですけども、需要のある福祉サービスが賄い切れないといようなことになったときに、公的な責任をどうなってくるのかと思うんですけども、例なんですけど、

雪国では、雪かきの仕事を、暖冬で冬場、雪がなくても補償金をちゃんと入れて、業者がつぶれんようにきっちり維持しているというような話も聞きますけどもね、事業者の補助へ経営維持という観点で補助をする制度が必要、今、感じておられないかどうか、お聞かせいただきたいと思います。制度をまたぐことでしたら、副市長よかったら答えていただければと思うんですけど、どうですかね。

それから、57ページの、事業所が要するに経営、それこそ介護保険制度とか、自立支援法で経営が難しくなってくるというところを支える必要がないのかというところを聞きたいと思うんですが。

それから、墓地管理基金の繰入金の話はよくわかりました。いろんなところからお金工面せんといかんというところはあるかと思います。

文化ホールの事業なんですけども、いわば歳入が1,178万で、歳出が8,680万、これ、単純にいうと、それこそ赤字という話になるんでしょうけども、こういった事業というのは、黒字とか赤字とかいうんじゃないなくて、しっかりと市民、公的な部分が支えるのというのは必要だと思うんですが、大阪府ではぼっそり削るといって話になってきているんですけども、こういったところは大事なところなので、ぜひとも、文化ホールの活用というのも十分またやっていただいで運営していただければと思っております。

それから、拾得金ですね、パッカー車からお金が出てきたと。余りないことかもしれませんけども、どこにも迷惑かからんようにやっていただければと思います。

それから、生活保護の返還金ですね、これも、それは確かに不正部分というか、返していただかなかつたらいけないとい

うところは、やっていかんといかんのですけども、亡くなった方のへそくりが出てきたとか、本人知らんところでお金が出てくるといふこともあるんで、この辺は上手にやっていただければと思っております。

それから、不正というところじゃないんですけど、就労の部分で、就労と収入がわかった場合でも、勤労控除とか、必要な取り分は保護を受けているからといつてもう認められておるわけですから、その辺は丁寧に保護認定者に説明をして納得をきちんとしてもらって返してもらうということが必要だと思うんですけども、機械的に収入認定を入ったということで認定をして返還を求めるといふことは、またそこも心外的な事由が発生するんじゃないかなと思っておりますので、気をつけてやっていただきたいと思っておりますので、要望としておきます。

それから、返還金の方は国保からの高額療養の返還ということでもよくわかりました。何で返してよということになるのかなというミスが、基本的にはほとんどないということで、安心をいたしました。

それから、民生費の起債の、254ページの災害のあれと重なると私は思わなかつたんですけども、そういうことで、これも補償されているということで安心をしますけれども、この辺、財政の考え方なんですけども、これは総務でやるんでしょうけども、土木や教育は後年度送りというか起債いっぱいあるわけですね。19年度決算見ましたら、総務はたくさんふえているんですけども、民生は頑張っているというか、押し込められているのかなというところで、こういったお金の枠の考え方というのはどうなのかなと思っておりますので、また副市長よかったら、ちょっと考え方をお聞かせいただきたいと思

ます。

それから、87ページは水道会計は優良で黒字と聞いておりますので、民生の福祉の点から、これ私も今初めて全体の数を聞かせてもらったら1万6,000世帯、たくさんあるんですね。水道会計が黒字だからというわけではないんですけども、ほかにも独居老人というところで、一般質問でも私やらせてもらいましたけども、高齢者世帯まで全体考えるというような働きかけなんかもお願いできればなと思っております。これも要望としておきます。

それから、国際交流事業ですけども、いろんなたくさんの事業をやっていただいているというのもご紹介いただきました。そうするといろいろなお金がかかるのかなと思うんですけども、ぜひとも市民に映る形でやっていただきますように要望としておきます。

それから、青色灯の普及の話も、セロハンを張っている自治会があるというようなこともご紹介いただきました。行政が追いつかないところをカバーもしてくれているのかと思うんですけども、年次計画的に進めていただきたいと思います。これも要望で結構です。

それから、後期高齢者というか、長寿医療制度ですね、これ結局途中でお金が要するというので、全部これ市の負担になってきて、結局、私聞いたように890万だけが国の補助ということですから、今度の給付金の制度じゃないですけど、丸投げされているというところで、反対の意見、やっぱり国に上げていくべきではないでしょうか。これを前もちょっと議論あったんですけども、連合に負担を求めるという話もありましたけど、これを求めると連合は保険料にそれを上乗せしていかざるを得ないという形がありま

すから、それも望ましくないということで、制度をつくった国が責任をとらないというのはおかしいと思いますので、働きかけをぜひしていただきたいと思うんですけども、この辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、その後の特例補助ですね、結局出てこなかったということなんで、2人だけが8万円ほど、施設からの補助していただいているということですね。これ私も予算のときにも指摘しましたが、結局これは使えない制度なんですよ。事業所の1%に満たない、しかも補助を受ける対象が小さいという意味ではね。せっかくの制度ですから、利用者の実態を事業所が調査をしてたくさん集めていただくとか、それから、事業所の方にもしっかりこの制度を理解してもらって、出してもらえるような働きかけというのをお願いしたいと思うんですけども、もっと改善をしていけば事業所に向けての補助もできるというような改善、できないのか、国に制度改善を求めていくようにできないのかお話を聞かせていただきたいと思います。

それから、あと、みきの路、指定管理制度の話なんですけど、139ページのね。これもうほんまに大切な、要するに宿泊施設いうか、宿泊を伴う施設としては核になる施設ですから、確かに頑張っていたきたいと思うんですけども、これ指定管理者が民間というのを大体基本的には構想としてお持ちなんじゃないかと思うんですけど、利益追求というところに行く、お金の使い方が利益追求になったら大変なことになるんじゃないかなと懸念をするものなんですけど、公的施設の管理というのは、やっぱり公的な責任を負っていくという必要があるのではないのでしょうか。指定管理者がこれからまた2年後

には変わっていくということでは、管理委託料なんかは安くなるのかということでは、そういうつもりで進められるんでしょうけれども、指定管理者制度についての考え方をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、141ページの保育所職員のあれですけども、3人が新たな給与体系でということ、結局安いところをお願いする、確かに悪いというわけではないんですけども、そういったのはどうかなと思うんですが、ことしは7名の新しい採用ということでは、ちょっと安心しましたけれども、ほんまに子どもたちにしっかりした保育を整えていくためには、どんどん安い職員に置きかえていくというのはおかしいと思っておりますので、この考え方をしっかりしていただきたいと思っております。これはこれで要望で結構です。

こども園というのは、働くお母さんもそうでない方もという話が出てきましたけれども、考え方が違う仕組みというか、幼稚園と保育園を一緒にしていくというのが、ちょっとおかしいんじゃないかなと私は思うんですが、違う形が一緒になることによって、職員に対する労働条件が悪くなるというか、長時間保育とか休日保育なんかが可能になってきて、条件が厳しくなる、それから民間へ移していくということになって、利益追求続けば、子どもたちの安全とか健全な発育という部分では、問題があるのではないかと。給食の安全性の取りざたもされています。

公的な責任をどうなっていくのかというところで、働く婦人への子育て支援、健全な発育を促す保育園と、それから幼児教育、いわゆる幼稚園とはやはり別の考えであっていいのではないのでしょうか。保育所への負担金とか委託料が幼稚園と

合体させると減らせるということになるんでしょうか。保育士さんと教員とはまた賃金体系も違いますよね。これをこども園なら安い方に合わせるとか、いろいろな考え方があるのかどうか、ちょっとこども園のあり方を考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、オレンジリボン・キャンペーン、虐待の部分では、児童手当が変わってないというようなご答弁でしたけども、結局750人から790人、扶養手当、生活苦しいという方が、児童の数というのはそんなにふえてないと思うんです。けれども、扶養手当を受けてはる方がふえているということは、ここでも生活レベルがしんどくなっているというのがおわかりいただけるかと思うんで、ぜひとも扶養手当とか児童手当の拡充を求めています。これは要望で結構です。

それから、児童福祉の分野では法改正によって虐待を受けている疑いがあるというところに市とか公的な機関が、警察と同じように乗り込んでいけるということになりましたから、そういった意味では、より積極的にできるようになったという部分で、頑張っていたきたいと思いますと思っております。これも要望で結構です。

それから、医療助成の方はもう、大体2,600万、倍額にすれば2,600万ということですから、予算どおりということでは結構ですけど、幼児期の医療を大きくしていただくという点では、こしもふやしていただきましたし、また頑張っていたきたいと思いますと思っております。

それから、ホームレス8名以上とかいう、あの保護の数字なんですけども、要するに、摂津市でホームレスであった方を保護認定をしたという数字、わかりませんか。つまり、ホームレス、助けるの

は大阪府で助けはるんでしょうけども、摂津市におりはったから摂津市で保護認定をして助けたというような数があるように感じましたら、教えていただきたいと思えます。

それから、医師不足、これも今から医学生をふやしても間に合わないと思うんですが、ぜひとも頑張って医師不足解消には努めていただきたいと思えます。

それから、駐車場の件なんですけど、メモリアルホール関係の土地の買い上げなんていうことは検討されたことがあるんでしょうか。これ、賃料、長年払うのと、これもずっと借りてはると思うんですけども、考え方いろいろあるんでしょうけれども、より経費の削減という点で、今後のことも伺わせていただければと思えます。

それから、ダイオキシンの方は丁寧にご説明いただきましたけれども、最終的には焼却処分になるということですね。これからまだ何年かかかるということなんですけども、やはり、毒物が地面の中に漏れないように埋まっているということではありますけれども、やっぱり住民の方の不安というのはあると思えますので、なるべく早く処理していただきますようお願いいたしておきます。

それから、あと、商工費、よくわかりました。あと、254ページの災害のときは国が補償してくれるということですから、安心しておきたいと思えますが、ぜひとも災害に強いまちづくりにも力を尽くしていただきたいと思えます。

2回目は以上です。

○上村高義委員長 それでは答弁を求めますが、質問者の意図をよく理解した上で、確認できない場合は再度質問者へと確認して明確な答弁をお願いします。

山田課長。

○山田介護保険課長 それでは、介護特例補助金について、ご答弁申し上げます。

この制度自体が軽減の対象者というのが、かなり基準がある意味厳しいのかなという感じは確かにいたします。年収が単身で150万まで、預貯金が同じく単身で350万まで、さらに、活用できる資産がない、親族等に扶養されていない、保険料の滞納がないと、こういった条件の方がこの社会福祉法人の軽減の対象になるということで、そういった方自体がもともと条件に合う方が少ないというのも一つ補助事業が活用できていない理由だなというふうには考えております。

施設、事業者への周知ということにつきましては、これは毎年補助金の申請時期あるいは途中の交付の変更時期とかに大阪府を通じて、大阪府から市を通じて書類のやりとりもしておりますし、そういうときに周知をしておりますし、過去に対象になった方については、直接、これ毎年度更新ですので、直接勧奨の通知を送るなど、周知には努めておるところではございますが、今後、事業者連絡会等を通じて、改めて制度の周知には努めてはいきたいと考えております。

それから、国への制度の改善の要望ということでございますが、これにつきましては、この社会福祉法人の特例事業にかかわらず、低所得者に対する抜本的な対策について、これは毎年、全国市長会等を通じて要望をしているところでございまして、引き続き、国に対して要望をしております。

○上村高義委員長 堤課長。

○堤障害福祉課長 それでは、2回目の障害福祉課に関するご質問にお答えをしております。

まず1点目、国に制度の改善を求めるべき点のご質問でございますが、障害者

自立支援制度の円滑な運営に関する要望といたしまして、市長会を通じまして、障害者の所得確保と利用者負担制度の見直し、それから、報酬基準の見直し、それから、地域生活支援事業における確実な財源措置と移動支援事業の国の義務の負担化、それから新体系サービス移行のための要件緩和と安定的な施設運営、それから、障害程度区分の認定基準の見直し、そして制度改正に伴う地方負担への確実な財源措置等を求めています。また、大阪府からも平成19年10月には同趣旨の重点要望というのが厚生労働大臣あてに出されています。今後とも市長会を通じまして要望をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、医療につきましては21年度の実施は一応現在のところはないというふうに聞いておりますが、引き続き、福祉医療については1割負担を強行することがないように、要望を続けてまいりたいというふうに考えております。

それから、みきの路の指定管理者制度のお問いでございますが、みきの路の運営を委託いたしておりますのは、宥和会と申しまして保健福祉部長も理事になっておまして、決して、利潤追求型の民間法人というわけではございませんで、一線を画しているものと考えております。しかしながら、指定管理者制度の目的でもあります施設の効率的な運営というものは、今後とも推進をしてまいらなければならないものと考えておりますので、23年度の更新に向けまして、21年度においては鋭意検討をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○上村高義委員長 阪口課長。

○阪口健康推進課長 それでは、私の方から、メモリアルホールの、今現在借り

ております土地の買い上げの予定と申しますか、今後のことにつきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

現在、決算書にも上がっておりますように、ほぼ500万近い賃料を毎年払い続ける、メモリアルホールがある限り、払い続けなければならない費用になってくるかと思っております。それで、今後、買い上げということになりますと、もちろん、財政的な制約の中での考え方もせないけませんし、それと、やっぱりメモリアル駐車場の限定的な使用でございますので、会館に近接した土地で他に空地がないというふうな現状からいたしますと、土地の所有者と買収のお話をさせていただいたとしても、なかなか交渉が成立するのが難しいのではないのかなと、これは率直な気持ちでございます。今後、財政的な制約が解放され、また、相手方の土地所有者がそういう手放すということであれば、年間500万をずっともち続けるということとを考え合わせれば、土地の買収ということも考えられないことはないのかなと考えております。以上でございます。

○上村高義委員長 稲村参事。

○稲村保健福祉部参事 こども園のことについてご説明させていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたけれども、こども園につきましては、課題もまた問題もいろいろとあるということについては承知はいたしております。特にこの認定こども園のことが規制緩和という視点から出されたという経過がございますので、その点について山崎委員からのご心配があるのではないかなというふうに考えております。

ただ、民間で認定のこども園をするということになりました場合には、こども園と直接に保護者が契約するというよう

な形になりますので、公的責任は一体どこへ行くのだろうか、子どもの保育所入所についてどういうふうになっていくのだろうか、そういうようなご心配もあろうかというふうには思いますけれども、今、少なくとも今の段階でこども園を検討しておりますのは、そういった形ではなく、公的な責任を伴ったものとしてのものという意味での検討を行っているということでございます。ただ、これにつきましては、もちろん、そういうことをやるというふうな方向でやっているという意味ではございません。こども園についてどんな課題があるのか、どういう利点があるのかということについての検討を行っているという、そういうような段階でございます。

お話の中に、子どもの条件が悪くなったり、あるいは職員の条件が悪くなるのではないかというようなお話がございました。賃金については、幼稚園の職員も、また保育所の職員も同じでございます。休日保育については、こども園とは別の次元のお話だと思います。また、長時間保育につきましては、確かに保育所部分の子どもについて現在も長時間の保育を行っておりますし、必要なお子さんについては、仮にこども園という形をとりましたときには、幼稚園での預かり保育というようなことも出てこようかというふうには思っております。

ただ、保育か教育かというお話ですが、保育所におきましては、養護と教育ということで保育という形で言われております。幼稚園の教育と保育所の保育というのはどこが違うのかというようなことになりますけれども、基本的に、幼稚園の教育要領とそれから保育所の保育指針につきましては、基本は同じだというふうには私は考えております。今回の改定につ

きましても、同じ基盤というところを出されているものというふうに解釈をしております。

ただ、先ほども言いましたけれども、長時間の保育を行うというような点、またさまざまな家庭環境の子どもさんの育成支援並びに保護者の方の支援が必要になっているということ、また、ゼロ歳からの保育を行っているというようなことにおきまして、一人ひとりの子どもへの配慮は特に必要ではないかというふうには考えております。

先ほども言いましたけれども、養護という観点がございまして、それについては、仮にこども園ということになりましたとしても、決して外してはいけない観点ではないかというふうには思います。

規制緩和の流れからこども園という考え方もございますけれども、また別に従前より幼稚園と保育所を一体化するという幼保一元化の考え方というものもございましたので、今後、いろいろな形で指摘のある問題点については、研究、検討を重ねながらいろいろな形で考えていきたいというふうには考えております。

○上村高義委員長 東澗課長。

○東澗生活支援課長 ホームレスを摂津市で保護した数字についてのご質問でございますが、先ほどご説明申し上げたとおり、ホームレスの巡回相談推進事業での巡回の際に、医療機関等に受診したいが経済的に困難であると訴える方につきまして、生活保護の適用を実施しております。件数につきましては、統計をとっておりません。

○上村高義委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 地域福祉課に係ります決算書49ページの府単独補助事業に対しまして、大阪府の財政再建プログラムがどのような影響を持つかという

ご質問でございますが、先ほど申し上げました小地域ネットワーク活動推進事業補助金、コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業補助金、それから、介護予防老人福祉費の方の介護予防自立生活推進事業補助金、ふれあい交流促進事業、街かどデイハウス支援事業補助金、高齢者見守りセーフティーネット補助金のうち、街かどデイハウス支援事業補助金につきましては、事業費の4分の3というわけにはまいりませんが、事業の基礎的な部分については別途引き続き補助制度が残るといふふうにお聞きしておりますが、それ以外の事業につきましては、大阪府の財政再建プログラムの対象事業となっております。

現在、大阪府の方では、これまでの補助金制度にかわります交付金制度を今検討されておられまして、4つの交付金の一つとしまして、地域福祉交付金というのを考えておられるようでございます。その額につきましては、大阪府下全体で8億から9億円程度というふう到现在お聞きしております、この額ではこれまでの補助金と比較しますと、すべての事業をこれまでどおりというわけにはいかないというふうに考えております。

今後、現在の事業実施を十分に検討しまして、できるだけ事業の後退が大きくなるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○上村高義委員長 佐藤保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 ご質問の中で、いわゆる経営維持のための補助制度についてどう考えているかということでの問いをいただいておりますが、特に先ほど堤課長の方からもご答弁申し上げていますが、3法人8施設、これにつきましては、新体系移行というようなことを踏まえた中で、私どもとしては、この施設、それ

ぞれの置かれた立地条件、それから施設の規模、建物の状況、さまざまな状況がありますので、それぞれの施設の状況を十分勘案しながら、新体系への移行がスムーズに達成されるように、一定、例えば、家賃の補助であるとか、ないしは、運営のサポート部分での補助であるとかというようなことも含めながら、対応をしていきたいという考えをいたしております、当然、これをやろうと思うと、現行よりも一定予算的に増額をしていく必要がありますので、この部分につきましては、私ども、保健福祉部の考えも申し上げながら、来年度予算の編成に臨んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○上村高義委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 長寿医療に対する国への要望ということでございますけれども、全国市長会を通じて、この間の経過からかなり強く財政を明確化することだけではなくて、施策全般に対する自治体の要望というのも強く要望されているというふう聞いております。

一定、20年度で国が6月12日の改定等をいたしましたけれども、その中では国も一定責任を認めて、国の責任で財源措置をしているという経過もありますので、国の方も一定自治体の立場は理解しているというふうには理解しております。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 では、介護保険とか自立支援、自己負担が課せられて、市民も大変で、それこそお世話する事業者も大変、それを支える市も大変ということですね。それを長寿医療制度で、それこそ連合体を組織していく、それも窓口負担も全部市がもっていくと、こういうことが始められた年なわけです、19年。こ

れをしっかりと民生部門としては受けとめて頑張ってこられたわけなんですけども、それでこの全体的な伸びとかいうことで見ると、文教、建設に比べれば総務の量に比べたら少なくなっている状態で頑張っているわけで、しかも、だから国の負担分というか、恐らくせないかんだろうというシステム開発ですとかを押しつけられている部分を受けとめてはるわけですよ。こんな状態に19年なっていることに対して、市としてどうかということをごひ副市長。お答えいただけませんか。皆さん、頑張っていたいでいるんですけども、ほんまに制度が悪くなる中で、声を上げていただきたいと思っております。

○上村高義委員長 小野副市長。

○小野副市長 今、山崎委員言われている、端的なこと言えるかどうかわかりませんが、今の議論は、以前から土木費偏重、民生費軽んじてはいないかと、これはもう過去10年ぐらいの本会議の議論でも再三ありました。

それで、ただ、確かにそういう時期ございました。これも本会議で言いましたけども、たしか平成5年度あたり、4年度あたりでしたか、普通建設事業費が111億円ぐらい入れました、単年度で。すごい額を入れたときがありました。そのために平成5年の市債だったですか70億円発行したことによって、それで前の市長のときに本会議場で、ここまでやったことのどう責任感じるんやと、いや私はわかってやってきたんやということで、相当もめたということがありました。まさしく下水一本に理由がついた時期がありました。それが平成17年度に税収が下がって、言いましたように、公債のピークを迎えたのが、それが乗り切れるかどうかということがあったわけでありまして。

それで、確かにその当時、平成5年、6年、その当時はたしか土木の割合が30%を超えたことは事実であります。それは認めざるを得ないと思います。ただ、このバブルが崩壊をして、歳入が減ったということで、そこから行革を第3次まで今日持ち続けたわけなんですけども、平成16年のたしか歳出は一気に280億強まで下げたんですかね、歳入の関係で。そのときに、歳出に対する建設事業費は全国ワースト1に抑制いたしました。一気に奈落の底まで建設事業費を落としたんですね。それから以降は、総務部長言ってますように、元利償還金の範囲内で泳いできたということでもって、今日の財政があるということなんですね。

そういったことで、この平成19年度で見れば、私は土木費、総務費が減少しまして、民生費なり教育費が増加しております、平成元年から比べれば。だからその数が約2.3倍ぐらいになったということは、これ、明らかにいたしております。

それで、ただ問題はこの本会議で言いましたけども、平成20年の10月に出了ました中期財政見通しで、扶助費は大体今56.7億ぐらいが約70億弱まで13億円程度、このままの現行線を守っていても伸びるということを申し上げました。そして、この扶助費は御存じのように、福祉金なり給付金なり、助成金の医療費ですから、市民に個々にとって直接・間接的に見えるものなんですね。だから、この現行制度を維持していてもこれが伸びていくという状況をきつと踏まえなきゃならないと思います。これは、来年度の当初予算のときに相当議論をさせていただきたいと思っておりますし、議論になるところだと思います。

それで、ただ、今日の問題は、今心配

をしておりますのは、現在の実態経済と金融経済の乖離がありまして、このところで、私、個人的に思っていますのは、平成15年の法人市民税が17.8億しかなかった。それで今年度は32億、決算では19年度は29.4億ですから、ここまで下がってくる可能性はありというふうに見ます、法人が。ということは、最悪のときは、法人市民税が11億、ここの32億みたいに20億となったときは、11億から12億減る可能性はなきにしもあらず、これは税務担当から相当厳しい内容が上がってきています。いわゆる輸出が振るわないということで、法人市民税が相当落ち込むのではないか。これを合わせた上で21年度予算を組んだときに、山崎委員おっしゃっているそんな一朝一夕に削ることはできない、義務的経費と見てもいい人件費、公債費、民生費あたりを削るわけにいかないだろうと。

そうしたときに、この税収のこの乖離があるとすれば、どういう方法でもっていかかということがあります。私ども、地方交付税が不交付ですから、御存じのように、平成19年度は決算、税で見たとき、市民当たり23万8,000円ですから、大阪市のというか、府下トップの税収をいただいております。個人市民は厳しいですが、法人でもって来たということは間違いありません。都計税、固定資産税、法人市民税でもって来ますから、この法人が21年どう動くかと、22年度どう動くかということを見通しますが、このところによって、市長が言っています障害者問題とか福祉制度、乳児医療もやってまいりました。これは市長も守っていきたいということは決意いたしておりますから、その辺のところはどうやって、これを拡充できるか、維

持できるかということは、これは今申し上げたような要素を見ながら21年度当初予算のときに、いま一度議論をお願いをしたい、私どもはまず基本的にはこれを維持し、そして平成21年以降はこのような市民要望、議会要望をやっぱり選択と集中ということの観点でやっぱり整理をすべきではないのかなということ副市長としても考えておるということを申し上げておきたいと、これは21年度予算の中で大きな議論として踏まえますので、またそのときに山崎委員からもご指摘を賜わればというふうに考えます。
○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 税収と福祉は関係ないとは言いませんけども、それこそ景気とか外的な要因で市民には何の責任もなく、福祉の方を削られるというか、がまんをなささいというのはおかしいと思います。

それと、市民税で福祉をなささいと私は言っているわけではなくて、国にしっかりと社会保障として求めるべきものを求めて、国が保障すべきだということをしかりと言ってもらいということで、要望としておきます。

○上村高義委員長 暫時休憩します。

(午後3時 6分 休憩)

(午後3時29分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

質問のある方、挙手願います。

村上委員。

○村上英明委員 午前中からいろいろとご質問がある中で、若干かぶる項目もあるかもわかりませんが、その辺もまたちょっと質問の角度を変えて、質問をさせていただきたいと、そういうふうに思っておりますので、そして、また、時間また内容等ということで、極力的確なご答弁でよろしくお願いしたいという

ふうに思います。

それで1点目なんですけども、歳入歳出決算の32ページでございます。款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金という中で、先ほどもご質問ありました、不納欠損の分につきまして、この17年度決算におきましては46万円と、それから18年度決算におきましても150万円ということで、約3倍ぐらいに増加しておりますし、またこの平成19年度決算につきましても、167万ということで、約1割増しというような状況でございますけども、この不納欠損の内容と、これに対してどういう対応をされてこられたのかというのを1点お聞きしたいと思えます。

それから、2点目なんですけども、34ページでございます。款13使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料、節2文化ホール使用料というのがございます。これも先ほど、入場料の質問があったわけでございますけども、この中で、平成19年度の決算としまして約330万ということで、記載をされております。その中で、文化ホールの使用日数とそれから件数につきまして、平成18年、そして平成19年との2か年分を教えてくださいなと、そういうふうに思います。

それから、3番目なんですけども、38ページでございます。項2手数料、目2衛生手数料、節1飼犬登録手数料という中で、狂犬病の予防注射済票交付手数料というのが記載をされておりますけども、この中で、新規登録につきましては、平成19年度390と、それから平成18年度は303ということで、平成19年、87という数字は増加という中でございますけども、この中で、決算につき

ましても、若干14万2,000円の増加ということになっております。その中で、この予算と決算との相違の内容とそれから今の飼い犬の登録数から注射済み率につきましてお聞きしたいと思えます。

4点目なんですけども、56ページでございます。款17寄附金、項1寄附金、目1寄附金、節1寄附金という中で、一般寄附金の中で、福祉総務課の分が41万円計上されておりますけども、この寄附金の目的ですね、要望、そういうものがあつたかどうか、そういう寄附であつたのかどうかというのをお聞きしたいと思えます。それに対して、どういう形で歳出をされたのかということも、あわせてご答弁をお願いしたいと思えます。

それから、5番目なんですけども、62ページでございます。款19諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑収入という中で、環境業務課にかかわります資源ごみ売却収入というものがございます。この中で、当初予算よりも約310万円程度増額しておりますけども、この差額の内容につきまして、お聞きしたいと思えます。

それから6番目なんですけども、94ページでございます。款2総務費、項1総務管理費、目11防犯対策費、節15工事請負費の中で、防犯灯設置工事費というのが計上されておりますけども、その中で、防犯灯といひますのは、やはり犯罪の防止、それからまた有害環境の排除という中で、取りつけておられるというふうには認識をしておるんですけども、その中で、当初予算と決算を見ますと、37%、3分の1が減額になっているということでございますので、その辺にあわせてこの差額の内容についてお聞きしたいと思えます。

それから7番目なんですけども、94

ページでございます。節19負担金、補助及び交付金、それから防犯灯維持管理費補助ということで、488万1,600円というのが計上されておりますけれども、その中で、この20ワット、30ワットの今の総設置灯数をお聞きしたいのと、それから36ワットの取りかえというのが平成18年まで17灯ございまして、それから平成19年度は19灯ということで、若干ふえていっているという中で、また今後もふえていくんじゃないかなと、そういうふうにするんですけども、そのことの36ワット取りかえについて、市としてはどういう認識をしておられるのかということをお聞きしたいと思います。

それから98ページでございます。目14自治振興費、節19負担金、補助及び交付金、地域活性化事業補助金というものがございます。これにつきましては、各小学校区の連合自治会等々、各地域の特色を生かすというか、そういう中でこの地域住民の事業に対する補助ということであると思うんですけども、その中で、当初予算、決算を見ますと、60万ですね、約60万減っているということの中で、こういう減額の内容と、それから平成19年度の実施の事業内容、それから平成18年、19年のこの事業に対する参加人数、それから今の自治会の加入世帯数につきましてお聞きしたいと思います。

それから、9番目、108ページでございます。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節7賃金という中で、非常勤職員等賃金というのが計上されておりますけれども、この中で、この非常勤職員の業務内容とそれから賃金をお聞きしたいなというふうに思います。

それと、当初計画と決算ですね、約1割程度下がっているという中で、その中

でこの差についてお聞きしたいと思います。

10番目でございます。122ページなんですけども、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節1報酬という中で、障害者施策推進協議会委員報酬というものがございます。これにつきましては、この障害者施策の総合的な計画といえますか、推進事項、それからまた関係行政関係機関との連絡調整を要する、そういう事項、調査、審議するという中で設置をされておると思うんですけども、この中で、当初計画と決算ということで、79%の金額的にいけば減になっているという中で、その減額の内容と、それから構成メンバー、それからまた本年の調査と審議内容についてお聞きしたいと思います。

それから、11番目でございますけども、122ページでございます。節1報酬という中で、障害者介護給付費等支給審査会委員会報酬というのが計上されております。この点につきましては、平成18年の3月ですかね、定例会の方で定数が10名という、そういう条例制定もされましたし、また、この報酬ですね、1万8,000円ということで、条例制定がされたというふうに認識しておるんですけども、その中で、当初計画と決算で、約51%、半額になっているということでございますので、その辺の内容の差ですね、それと構成メンバー、また本年の審査回数についてお聞きしたいと思います。

それから12番目、122ページでございますけども同じ、節8報償費から報償金ということで、これは高齢者障害者福祉課に係る分だと思っておりますけども、この中で、当初計画に比べて決算が約86%減額になっているということでござ

います。その中で、減額の内容についてお聞きしたいと思います。

それと、この13万6,600円、決算という中で、どういう報償内容があったのかなということをお聞きしたいと思います。

それから、13番目でございますけれども、124ページでございます。節13委託料からエレベーター・自動ドア保守委託料ということで、決算28万5,600円というのが計上されておりますけれども、この委託しているエレベーター・自動ドアの保守の場所ですね、それと、あと業務内容と申しますか、点検の回数ですね、どれぐらい平成19年でされたのかなということをお聞きしたいと思います。

それから、14番目でございます。126ページなんですけれども、節13委託料、ここでJR千里丘駅エスカレーター保守点検委託料というのが計上されております。この中で、平成19年度どういう委託内容と申しますか、点検回数等も含めて、どういう業務内容であったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、128ページでございます。節19負担金、補助及び交付金ということで、地域福祉活動拠点整備補助金というものが計上されております。これにつきましても、やはり高齢者や子どもたちの活動の場というようなこともあるかと思っておりますけれども、この活動、活用の内容につきまして、どういうものであったのかということをお聞きしたいと思います。

それから16番目、132ページなんですけれども、節28繰出金、国民健康保険特別会計繰出金ということで、約8億6,000万ほど計上されておりますけれども、この中で、軽減分ですね、7割、5割、2割という軽減の措置のどれぐら

いの金額がこの軽減分に充てられているのかなということと、それから法定外の金額につきましてお聞きしたいと思います。

それから、17番目、134ページなんですけれども、目2老人福祉費、節19負担金、補助及び交付金の中で、独居・ねたきり老人友愛訪問事業補助金というのが計上されております。これも先ほど、午前中だったと思うんですけれども、ひと声運動等々あったかと思うんですけれども、この中で、やはり寝たきり老人の方の、あるいはまた独居老人の方につきまして、これは老人クラブの方の訪問であるというふうに認識しておるんですけれども、これも決算と当初計画を比べますと20%減という中で、どういうこの差の内容と、それから主に具体的にどういう訪問内容をしているのかなという事業内容につきましてお聞きしたいと思います。

それから18番目、142ページでございますけれども、項2児童福祉費、それから目1児童福祉総務費、それから節13委託料、それからファミリーサポートセンター運営委託料というところで、これはお互い助け合って地域で子育てをすることを支援していこうということだと思っておりますが、これも当初計画と決算を見ますと、60%ぐらい減っているということですので、その辺のその内容につきましてお聞きしたいと思います。

それから19番目でございます。152ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節19負担金、補助及び交付金という中で、二次診療体制確保負担金というのが計上されております。これも先ほど若干質問もあったかと思うんですけれども、三島医療圏という中で3市1町の負担を担っているかと思うんですけれども、これも当初計画とまた決

算と比べて20%の減という中で、どういう負担金の算定内容についてお聞きしたいと思います。

それから、20番目、154ページでございますけれども、目2予防費、節13委託料の中で胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん検診委託料というのが計上されておりますけれども、この中で、4つのがん検診を合わせますと約23%減に当初計画と決算ですね、なっているということでございますので、その差についてどういう認識をされているのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、21番目、156ページでございますけれども、節13委託料、この中でノーバディーズパーフェクトプログラム委託料というのが20万円計上しておられます。これは、育児についての考え方という、行動面の支援というふうに認識しておるんですけれども、この中で新規事業ですね、報告書を見ますと23人、それから18回が実施したというような結果になっておるんですけれども、その辺の効果について、どういう認識をされているのかというのをお聞きしたいと思います。

それから22番目でございますけれども、162ページでございます。項2清掃費、目2塵芥処理費、節13委託料、可燃ごみ収集運搬委託料というのがありますけれども、これも従前から一炉運転目指してやっていこうという中でおられますけれども、当初計画と決算と見ますと、約21%、約2,000万ほど減額になっているということです。その内容についてお聞きしたいと思います。

それから、23番目、162ページでございますけれども、節13委託料、不燃ごみ搬出処理委託料というのがあります。これも、先ほど午前中でしょうか、午後

でしょうか、ご質問もあったかと思うんですけれども、これも当初計画と決算を見ますと、約20%減っているということでございますので、その辺の差についてお聞きしたいと思います。

それから24番目、172ページでございますけれども、款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節13委託料の中で、市民農園設置委託料というのがございます。これも午前中、若干ご質問があったかと思うんですけれども、この中で、事務報告書によりますと、面積が5,831平米というのがあったと思います。その中で、農地の方の契約の面積ですね、この言いました数字が、この契約の面積なのか、また、団体の貸し付け面積なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから25番目、176ページでございますけれども、款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節13委託料という中で、事業所データベースの維持管理委託料というのが計上されております。これは市のホームページで事業所の基本事項、基本項目ということで、例えば鉄鋼関係でしたら加工内容であるとか、また主な設備、そういうものを記載されておるんですけれども、この中で維持管理の内容と、あと平成19年度内で新規登録あったのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

それから、26番目、これは決算概要の93ページになるんですけれども、環境騒音・振動調査事業というのが決算ベースで57万304円というのが計上されておりますけれども、これにつきまして、場所とか調査内容、それから公害陳情に対しての件数ですね、それから、どういう内容であったのか、またどういう解決をされたのかというのをお聞きしたいと

思います。

1回目は以上でございます。

○上村高義委員長 船寺参事。

○船寺こども育成課参事 決算書33ページ、民生費負担金、児童福祉費負担金、保育所保育料の不納欠損の詳しい内容についてご説明させていただきます。

先ほどもご答弁させていただきましたが、平成19年度における不納欠損の額については167万2,600円となっております。先ほど申し上げましたように、子どもの数でいいますと9人、世帯でいうと7世帯となっております。

もう少し詳しく説明させていただきますと、今回の不納欠損につきましては、平成8年度分で8万2,800円、平成11年度分で2万9,000円、平成12年度分で30万円、平成13年度分で54万7,900円、14年度分で71万2,900円となっております。

5年間で時効が来るということでございますが、今ご説明したように、5年よりもずっと以前の分も不納欠損になっているということで、我々といたしましても、過去の分についても、できるだけ不納欠損にならないように徴収に努めております。

昨年、特に保育料の滞納問題が国等で問題になり、いろいろな新聞等でも報道されました。我々としてはこの不納欠損が出るのが市民にとっても市の財政にとっても大変不公平になり、負担になるということがわかっておりますので、昨年は特に時効になりそうな方を中心に回らせていただいて、不納欠損にならない努力をしました。

例えば、面談する中で、分割納付をお願いしたり、誓約書を書いていただくことで時効を引き延ばす、変な言い方ですけど、時効にならないような努力もして

まいりました。その結果、この金額になったということですが、内容的には、この7世帯とも市外に転出されている方でありまして、中には居所不明になっている方もおられました。それで結局会えなくて時効ということに至りました。これについては、我々の努力不足もありますが、今後、こういうことも起こり得ますが、極力少なくなるようにしていきたいと考えております。

○上村高義委員長 稲村参事。

○稲村保健福祉部参事 ファミリーサポートセンター運営委託料についてお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、19年度の決算では60%程度残となっております。ファミリーサポートセンター事業につきましては、その運営を社会福祉協議会の方に委託をいたしておりますが、援助会員と依頼会員の調整役を行っておりますセンターのアドバイザーが産休、育休を取得いたしまして、そのかわりの職員を募集いたしましたが、結局なかなか適任な方が見つからなかったということで、不在な状態が続いてしまいました。その結果、その方への賃金の分と、また、どうしても活動回数がさまざまな形で低下をしまいまして、そのために、このような決算という形になっております。

活動回数につきましても、平成19年度は64回でございましたが、今年度の9月の時点で143回に上がっております。やはりアドバイザーの適切な対応というのがいかに重要かということをもっと感じさせられた次第でございます。

今後、またこういうようなことがございましたら、できるだけ確な方についていただくという方向で対処していきたいと思っております。以上でございます。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 国民健康保険特別会計繰出金のうち、低所得者の保険料軽減措置として行われている7割、5割、2割の軽減に伴う財政補てんである保険料基盤安定繰出金の額ですが、3億6,087万3,200円となっております。そして、法定外の保険料軽減分の繰り出しといたしましては、2億7,421万6,000円となっております。

○上村高義委員長 水田次長。

○水田生活環境部次長 63ページの6番の資源ごみの売却収入でございます。当初予算の額と決算額の差についての内容ということでございますけれども、当初予算19年度予算編成時におきまして、ペットボトルの収集における売却数なんですけれども、19年度から総収集量の半分を指定法人の方へ排出するというところで、これまで年間のペットボトルの収集の約半分をもって予算計上させていただいていました。

それで、実際、19年度の資源の単価も18年度に比べますと部分的には上がっております。資源によりましては、18年度と比べますと、やはり収集量が上がっているところから、増額というふうな形になっております。

それから、163ページの22番の可燃ごみの収集運搬委託料の、これも差でございますけれども、これも収集世帯に対して単価契約行っておりまして、毎月の世帯数の増減によりまして、委託料が変わってまいります。やはり1年間通じまして全体的にやはり世帯数が減少しているということで、決算に反映してきているわけでございます。

それと同じく23番の不燃ごみ搬出処理委託料の同じ決算額との差ということでございますけれども、これも基本的に

はやはり不燃ごみの排出量が減っておるという状況でございます。やはり、これまでいろいろな分別の啓発とかやってきましたので、恐らく、そういう影響もあって決算におきましてはそういう数字にあらわれてきているのかなというふうには感じております。以上でございます。

○上村高義委員長 阪口課長。

○阪口健康推進課長 それでは、私の方から、まず1点目でございます。決算書38ページの狂犬病予防注射済票交付手数料の予算との乖離等々でございます。飼犬手数料につきましては、当初、予算算定時には大体おおよそ過去3年間の実績を平均した1,900頭をもとに積算をして予算計上をさせていただきました。

ところが、19年度におきましては、前年度の1,894頭でございましたが、これを264頭上回る2,158頭が注射をしたという実績がございまして、結果的に予算との乖離が生じたということでございます。これは、前年4月上旬でございますけれども、狂犬病の春の予防注射を獣医師さんの協力のもとに、市内各所で実施しておるんですけれども、そのときの天候が4日間とも恵まれたというようなことが影響しているのではないかなと考えております。

それで、19年度末での登録頭数でございますけれども、19年度末で3,255頭の飼犬登録がございまして。この中には、私どもの方で転出された方、あるいは老犬で死んだ犬なんかも含まれておりますので、若干、正確な数字ではないかもしれませんが、2,158頭が注射を済まされていると、率といたしましては66.3%というふうなことになっております。

次に、決算書の153ページ、三島医

療圏におけます二次診療体制の負担金の内容と申しますか、考え方でございます。

二次診療体制の確保負担金の算定方法につきましては、私ども、摂津市が属します三島医療圏での二次救急体制を確保・維持するために、委員が先ほどおっしゃいました茨木、高槻、島本、そして摂津市の3市1町で負担をしておるということになっております。この負担金には、内科、外科等々の小児科を除きます三島医療圏での17病院による病院群輪番制に係る部分と、特別に小児救急医療体制というのを組んでおまして、これに5病院、1病院については通年、4病院については輪番制というふうな体制を組んでおります。これに係る部分と、この二本立てでございます。

まず17病院の病院群輪番制に係る部分の負担金につきましては、診療日数あるいは入院患者数により、必要な医師・看護師、いわゆる人件費を算定の基礎としております。それに2100万円を限度として病院で医療機器の更新があれば、それも事業費の中に含まれてくるというふうなことでございます。当該年度の事業費が確定をしましたら、管内人口、三島医療圏の人口に対する本市の人口の割合、これをもって負担金が算定されると、こういうような仕組みになっております。

それと、小児救急に係る分でございますが、これも5医療機関におけます当番日数、あるいは夜間の診療日数、これに応じて、こちらの方は人件費、医師・看護師等の人件費が運営費として計上されます。これを同じように人口比で案分して負担すると、こういった算定方法になってございます。

続きまして、がん検診の委託料でございます。がん検診委託料に関しまして、950万の決算との差があるということ

でございます。この決算に係っております検診の委託料は胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、これ午前のご答弁の中でも申し上げましたけれども、すべてバス検診に係るものでございまして、予算を立案するときには、それぞれ1回のバス検診での定数いっぱい予算計上をさせていただいております。決算としては、胃がん検診として当初計画の68%、それと子宮がんが82.5%、乳がんが74.1%、大腸がん、ちょっとふえております106%というような受診率であったために、当初予算との乖離が生じておるというようなことでございます。

ただ、この、どういうふうに評価ということになるんですけれども、セット検診とか、大腸がん、肺がん、胃がんについてはセンターでのセット検診もございまして、これらを含めたいわゆるがん検診全体の受診率ということで見ますと、胃がんが10.8、大腸がんが11.7、肺がんが14.4、子宮がんが7.0、乳がんが8.7と、まだまだ受診率としては低いというふうなことで私ども認識をいたしております。こういった結果を踏まえて、20年度受診回数をふやしたというような経緯がございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それで、次に、ノーバディーズにつきましては、19年度から予算化をさせていただいておりますけれども、平成15年度から大阪人間科学大学との連携によりまして、親支援のプログラムを保健センターで実施しております。これまでは、大阪人間科学大学を卒業されて、資格を持った方の実習の場として、いわばボランティアとして運営をしておりました。一定の評価、中身ができるということで、19年度から予算化をさせていただいたものでございます。

講座そのものは、カナダの親支援プログラム導入ということで、ファシリテーターという専門の認定を受けた方が親御さんとセッションをしながら育児についての考え方、あるいは実際の行動面でよりよい行動を選択をしていくといったことの支援をしていくという内容でございます。事前の面接1回、それから8回のセッションということで、トータルで9回、これが1コースで、19年度は2コース設けて実施したということでございます。

私ども、この評価といたしましては、参加者の意見をアンケート等々で、あるいは面談でお聞きしたところ、子育てについてともに話をできたり相談することができた、孤立しがちな育児につきまして仲間ができた、これは非常に大きなことではないのかなと評価をしておるところでございます。

○上村高義委員長 萩原課長。

○萩原自治振興課長 文化ホールの使用日数及び件数についてでございますが、平成18年度の文化ホール開館日といたしましては250日で、件数はホールで413件、うち有料での使用は88件、楽屋1、2、練習室1、2、3、展示室を加えた件数では2,376件、うち有料での使用は450件となっております。

平成19年度では開館日263日で、件数といたしましてはホール433件、うち有料での使用は79件、楽屋1、2、練習室1、2、3、展示室を加えた件数では2,619件、うち有料での使用は435件となっており、18年度と19年度の比較件数では文化ホール全体では243件の増となっておりますが、有料での使用に関しましては15件の減となっております。

続きまして、防犯灯設置工事の当初予

算と決算の差額の内容についてでございますけれども、当初予算の内容といたしましては、関電柱への設置60灯、NTT柱への設置6灯、小柱への設置8灯、20ワットから36ワットへの器具取りかえ15灯で、170万円の予算計上をしております。防犯灯の新設に関しましては、各自治会からの申請に基づき、自治会長との協議の上、必要箇所に設置しておりますが、19年度におきましては、関電柱34灯、NTT柱6灯、その他1灯、20ワットから36ワットへの器具取りかえが19灯でございます。関電柱への新設工事が当初見込みより26灯の減、小柱の設置がなかったことがその主な要因でございます。

次に、防犯灯20ワットと36ワットの設置灯数と36ワットへの取りかえについての認識についてでございますが、市内におけます平成20年3月末現在の設置灯数は6,258灯、そのうち36ワットの設置数は196灯でございます。20ワットから36ワットへの取りかえにつきましては、取りかえを行うことにより照射範囲が広く、照度もアップすることから通学路や交差点を優先的に考え、犯罪の少ないまちづくりに向け取り組みを行っております。今後におきましても、各自治会より申請のありました場所について自治会長と協議の上設置に向け検討していきたいと考えております。

それと、地域活性化事業補助金の予算残額についてでございますが、平成19年度の地域活性化事業につきましては、12小学校区すべての連合自治会が補助金を申請され、補助金の決算額は767万2,295円で、予算額828万円に対しまして、執行率は92.7%、予算の残額は60万7,705円となっております。

活性化事業は各校区の限度額を定める中で、一つの事業をされている校区もありますし、多い校区は4つの事業を実施されているところもあります。それぞれの実情に合わせた事業を展開されていますので、各校区の事業展開により予算が残る場合があります。

この予算残額の主なものは旧柳田校区連合自治会の補助金限度額74万7,000円に対しまして、執行額は1事業で49万1,001円の補助で、残額25万5,999円、味生校区連合自治会は66万6,000円の限度額に対しまして、2つの事業で44万3,984円、残額22万2,016円となっております。全体の補助金残額60万7,705円のうち、この2校区連合自治会で47万8,015円、約8割近くを占めております。

次に、平成19年度の地域活性化事業の内容でございますが、環境の改善に関するものが4件、防災関係が8件、防犯関係が7件、健康増進が4件、青少年の健全育成1件、その他の事業が5件、合計29件となっております。

平成18年と19年の参加人員でございますが、平成18年度は1万7,297人、平成19年度は1万4,084人となっております。自治会の加入世帯数につきましては、平成18年度が2万6,061世帯、平成19年度が2万5,412世帯となっております。

○上村高義委員長 村江参事。

○村江生活環境部参事 それでは108ページの非常勤職員の業務内容と賃金ということで、説明させていただきます。

まず、市民サービスコーナー5か所の業務内容を説明させていただきます。市内5か所の市民サービスコーナーでは、市民課業務のうち住民票の写し、住民票

記載事項証明書、印鑑登録証明書、外国人登録原票記載事項証明書、年金現況証明の発行業務を取り扱っております。

また、他課業務として、健康推進課の母子手帳の交付、地域福祉課の高齢者のはり・きゅう・マッサージ助成証明書の交付業務をしております。

次に、業務時間のことでございますが、鳥飼、別府市民サービスコーナーの業務時間は、平日9時から17時15分でございます。また、千里丘、正雀、南摂津市民サービスコーナーの3か所では、平日9時から17時15分の業務に加えて、17時15分から19時まで取り次ぎ業務を行っております。また以上5か所のサービスコーナーでは土曜日にも9時から正午まで業務を行っております。

それと、賃金についてのご質問ですが、平日勤務につきましては、市民サービスコーナーによって賃金体系が異なっております。鳥飼、別府市民サービスコーナーにおきましては、日額9時から17時15分までの勤務で6,500円、それと、千里丘、正雀、南摂津の市民サービスコーナーにおきましては、19時までの業務を行っているため、4つの勤務時間設定をしております。日勤、1つ目なんですけど9時から13時の勤務で3,440円、日勤2つ目なんですけど9時から14時の勤務で4,300円、3つ目、3勤というんですが、13時から17時15分の勤務では3,650円、4勤なんですけど、14時から19時の勤務で4,500円、以上4つのシフトを組んでローテーションで業務を行っております。

土曜日の賃金は5か所とも同じでございます。2,650円でございます。

次に、当初計画と決算との差についてでございますが、主な要因としてサービスコーナーの職員の1人が出産、その後

産後休暇、育児休暇をとったということ
と、もう1人は職員が19年の9月30
日で退職されたということでございます。
内部努力によって不補充という形で業務
を運営してきました。

○上村高義委員長 堤課長。

○堤障害福祉課長 それでは、障害福祉
課にかかわるご質問についてお答えをさ
せていただきます。

まず、障害者施策推進協議会について
でございますが、当協議会の構成メンバー
は、委員長に同志社大学名誉教授の小倉
先生をお願いをいたしております。副委
員長は龍谷大学短期大学教授の加藤先生
でございます。委員には、関係団体の代
表として摂津市身体障害者福祉協会会長
のほか11名の方に委嘱をさせていただ
いております。以上、14名の方につい
てが報酬の対象となる方で、それ以外に、
報酬の対象外ではございますが、関係行
政機関の代表として、吹田子ども家庭セ
ンター所長、茨木保健所所長、茨木公共
職業安定所所長、摂津市教育委員会教育
総務部長、保健福祉部長に委嘱をいたし
ておりまして、合計で19名となっております。

当初予算29万円と決算6万2,100
円の乖離についてでございますが、当
初予算の積算におきましては、3回の開
催を予定いたしておりましたが、1回の
開催となりまして、2回分が不用額とな
ったものでございます。

平成18年度は同様に3回の予定に対
して2回の開催となり、13万1,100
円の決算額となったもので、約半分にな
っているのは、こういう関係でございます。

また、本年度の調査・審議内容と回数
とのご質問でございますが、本年度は障
害福祉計画の策定年度に当たるため、4

回の開催を予定いたしております。内容
といたしましては、第1回が6月9日に
本年度策定いたします障害福祉計画で実
施いたしますアンケートや障害福祉計画
の概要の報告・承認など、そのほか、昨
年度設置いたしました障害者自立支援協
議会の実績報告、第2回は9月24日に、
7月に実施いたしましたアンケート調査
の報告などを行っております。

今後、第3回としては、12月、第4
回としては3月に予定をいたしてありま
して、アンケートの分析結果や最終案の
委員からの提言を得て最終案の提出・承
認を予定をいたしております。

それから、障害者介護給付費と支給審
査委員会報酬についてお答え申し上げま
す。

まず構成メンバーにつきましては、摂
津市医師会から4名の医師の方に委員に
なっております。そのほか、
大学関係者として2名、福祉関係団体と
して3名、それから社会福祉事業団の障
害者地域療育等支援事業ケアマネジメン
ト推進委員1名を委嘱しております。

この審査会は、5名ずつの合議体とな
っておりまして、当初予算の積算は1万8,
000円、先ほど委員さんがおっしゃい
ました1万8,000円掛ける5人で、
月2回ということで、合計24回、21
6万円を計上いたしております。

平成18年度は審査件数は183件ご
ざいまして、18回の開催をいたしまし
た。19年度につきましては、審査件数
が102件と減少いたしましたため、ほ
ぼ月1回の13回の開催となりまして、
減となったものでございます。

平成20年度は11月の15日現在で
は106件となっております、9回の
開催となっております。

それから、エレベーター・自動ドア保

守委託についてでございます。設置場所につきましては、香露園34の2、摂津交流センター「バクの家」に設置いたしているものでございます。

保守点検はエレベーターが月1回で年12回、自動ドア保守委託につきましては、3か月に1回の年4回の保守委託点検となっております。

○上村高義委員長 池上課長。

○池上環境対策課長 それでは、環境対策課に係ります公害の陳情状況と、解決策等についてのご質問についてご答弁申し上げます。

まず、公害の陳情状況につきましては、事務報告書の127ページにも掲載されていますように、19年度実績としましては76件ございました。内訳としまして、騒音・振動だけで32件の42.1%、野焼き等の大気関係が21件、水質8件、悪臭13件、その他2件で、昨年度88件に対しまして14%の減となっております。

用途地域区分で申しますと、準工業地帯、工業地帯で37件を占め、それだけで48.7%を占めております。

陳情者における被害の処理としましては、感覚的、心理的なものが58件を占め、次に、睡眠妨害が8件、健康的なものが4件、その他となっております。

次に、公害苦情の処理状況でございますが、前年度繰り越し分の10件を含めましたら86件の処理に当たりまして、うち82件が解決、率でいいますと95.3%の解決率でございます。未解決は4件で、4件とも騒音問題でありまして、20年度に繰り越しとなりましたが3件は解決しており、1件が現在も継続中でございますが、間もなく解決済みとなる見込みでございます。

最後に、解決策の方法としましては、

まず、陳情を電話か来庁で受付しましたら、直ちに現地調査を行い、陳情者への苦情内容の確認後、原因者に対しましては、最も多く指導しましたのが、騒音苦情においては生産工程、作業方法の改善に27件、次に、大気等における、野焼きになりますが、操業停止、行為の中止を19件行いました。悪臭苦情などにおける機械、施設の改善指導の8件などが主な解決方法でございます。

このように陳情者からの公害解決には適切かつ迅速な対応を図っておりまして、今後におきましても市内巡回パトロールの継続はもとより、迅速な解決に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○上村高義委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 それでは、地域福祉課に係る部分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず寄附金の件でございますけれども、平成19年度におきましては、3人の方、そのうち1人の方は年度内に2回寄附をしていただいておりますけれども、計4件で41万円の寄附をいただいております。寄附に当たりましては、市の方で役立ててほしいということでございますけれども、中には時としまして、福祉のために使ってほしいというご要望もございまして、市で寄附を受ける場合につきましては、一般寄附いわゆる使途目的を決めない一般寄附になるということをご理解いただいております。

続きまして、エスカレーターの保守点検委託料でございますけれども、これはJR千里丘駅の西口、東口両エスカレーターにつきまして、両エスカレーターにつきましては車いす対応もございまして、それも含めた保守点検を行っており

ます。業者につきましては、平成17年度から庁舎等と一括契約をしております株式会社大阪ビル管理でございます。なお、点検につきましては月1回点検をしていただいております。報告書等を提出していただいております。

次に、地域福祉活動拠点の内容でございますが、これは地域福祉計画に基づきまして、地域福祉を進めていくために当面、中学校区に一つずつ地域活動拠点を整備していこうということで、平成19年度につきましては、二中校区であります鳥飼西2丁目にゆうゆうホール鳥飼西の新築、それから一中校区であります正雀本町1丁目でございますデイハウス味舌の増築工事を行っております。鳥飼西のゆうゆうホールにつきましては145.8平方メートル、デイハウス味舌の増築につきましては、40.5平方メートルとなっております。

なお、この事業につきましては、社会福祉協議会の方で事業を展開していただきまして、それに対しまして市の方から補助をするという形をとっております。補助の実績でございますけれども、施設整備費が工事費、備品費を含めまして、両施設で2,500万8,665円となっております。このうちの3分の1の833万6,000円を補助しております。

続きまして、報償金の当初予算と決算の乖離についてのご質問でございます。委員がご指摘の決算13万6,600円に該当する事業につきましては、かがやきプラン推進会議の委員報酬と、コミュニティソーシャルワーク事業の講師謝礼という形になります。

当初計画、当初予算の方で98万4,000円というご指摘がございましたが、この中には障害福祉が担当しております自立支援協議会の委員報償金も含まれて

おります。したがって、決算に該当する予算分につきましては、かがやきプランの推進会議の委員報酬が6,900円で、委員18名掛ける3回の37万2,600円、それからコミュニティソーシャルワーク事業の講師謝礼ということで、3万円掛ける10回分の30万円、計67万2,600円を当初予算計上させていただいております。

これに対しまして、決算の方はかがやきプランの推進会議の方が6,900円の1回で委員さん14人の9万6,600円、それからコミュニティソーシャルワーク事業の方が心の健康講座ということで2万円掛ける2回で4万円となっております。

なお、かがやきプラン推進会議の内容につきましては、18年度及び19年度上半期実績の報告等を行っております。また、コミュニティソーシャルワーク事業の予算額と決算額の乖離がございましたのは、当初予定しておりました介護予防講座等につきましては、公民館との共催事業ということで、公民館事業として位置づけていただいて、公民館の方で負担をしていただくなどにより、減額となっております。

最後に、独居・ねたきり老人友愛訪問事業の補助金でございます。当初予算では550人掛ける1,000円で55万円を予定しておりましたけれども、決算では442人の1,000円で44万2,000円となっております。これは老人クラブの会員さんの中で独居、寝たきりの高齢者等を1,000円相当の品物を持って訪問をしていただくということでございますが、その品物を持って訪問していただくに当たっての補助金でございますが、日常的にそういった活動をしていただけるように老人クラブについても

日ごろからお願いをしているところでございます。

○上村高義委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 質問番号の25番、事業者データベース維持管理委託料における、データベース維持管理と新規登録事業所についてでございますが、この事業は平成15年、国の緊急地域雇用創出特別基金事業を活用し、市内の運輸、建設、製造、通信、いわゆる工業系事業所の訪問調査を行い、事業所のデータベースを確保するとともに、本市のホームページ内に希望事業所による摂津市事業者ネットを立ち上げたものでございます。

維持管理につきましては、前年度最終データに基づき、メンテナンス調査を郵送にて実施し、返送のない事業所には電話によるフォローコールを行い、返送を促すとともに、同一事業所におきまして3度にわたりフォローコールに反応のない事業所には現地調査を実施し、営業しているかどうか等を把握するものでございます。

平成15年度調査終了時で、登録事業社数1,992社、ホームページ掲載社数125社で始まり、平成19年度調査終了時で登録事業社数1,556社、ホームページ掲載社数697社となり、登録事業社数でマイナスの436社、ホームページ掲載社数でプラス572社となりました。

ご質問の新規登録は平成19年度で22件ですが、これは19年度中に転出、廃業等で削除された事業所157社を調査する際に、新たにその場所で新規営業され、登録をご理解いただいた事業所分であり、市内全体の新規事業社数の把握はできておらない状況でございます。

○上村高義委員長 田橋参事。

○田橋産業振興課参事 決算書173ページの市民農園設置委託料についてのご答弁申し上げます。市民農園の面積でございますが、農業者と契約している面積は全体で5,831平方メートルでございます。市民農園貸し付けの面積は耕作面積のことなのですが、7か所25団体で5,451平方メートルとなっております。その差、380平方メートルにつきましては、団体間の区切りの通路部分、自転車置き場、資材置き場等の附帯設備の面積でございます。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 いろいろと答弁ありがとうございます。まず1点目の児童福祉費、負担金の中の不納欠損の分なんですけども、これもいろいろと相手さんがおられるという中で、いろいろと努力をいただいていると思いますけども、やはり不納欠損となると、きちり払っておられる方との差というのがどうしても心理的に出てくるのではないかなと、そういうふうに思っております。

その中で、決算の中でも収入未済額というのが計上されておるんですけども、これも平成18年度に比べまして、約400万円ふえているというような現状もでございます。

そういった中で、やはり未済額減らそうという中で、納付方法もちょっと考えていかなければいけないのではないのかなということで、今の納付方法について、この1点をちょっとお聞きしたいなとそういうふうに思います。

それから2番目の決算書34ページの市民文化ホールの件なんですけども、やはりといいますか、件数は上がっていますが、この有料の件数の分が下がってきたというようなことをお聞きしました。これにつきましては、今、申し込み

等々につきまして、摂津市民文化ホール
条例施行規則という中で、基本的にはと
いう中なんですけども、使用月の6か月
前から、使用日の2週間前までに申し込
みという中であります。その中でのだだ
し書きもあるんですけどもね、これにつ
きましてもやっぱり、全国レベルという
のか、全国の中から、例えば講師をお呼
びするとかいう中で、会場の押さえとい
うのがどうしても6か月ではちょっと短
いというような、そういうご意見もござ
います。

そういった中で、やる施策内容にもよ
るのかもしれないですけども、このただ
し書きがどこまで通用するのかなという
、通用するというか、許可をもらえるの
かなと、そういうふうに思いますので、こ
の辺については、若干条件をある程度つ
けるような形でも、また別でまたちょっ
と6か月という申し込みの日数をちょっ
とまた考えていっていただけないかなと、
そういうふうに思います。

要はこの6か月というのをやめて、例
えば、文化関係で、毎年やるようなもの
であれば、1年前から申し込みできると
か、そんなのもちょっと明記というのが
できるかどうかわからないですけども、
そういうこともちょっと市民の方から要
望があるということでございます。市民
の方でも、呼ぶに当たりまして、どうし
ても6か月前だと日程調整が東京から呼
ばれたとき聞くんですけども、それが文
化ホールで調整できなかったという中で、
だから摂津以外のところで借りてされた
というようなこともお聞きしましたので、
そういう面でちょっとこの6か月につ
きましては、またちょっとご検討お願
いしたいなと、そういうように思います
ので、これについてはよろしくお願
いしたいと思います。

38ページ、狂犬病の件なんですけど
も、やはり狂犬病につきましては、毎年
というんですか、「広報せつつおしらせ
版」ということで、4月だったと思うん
ですけども、こういうふうにお知らせし
ているような状況かと思います。

そういう中で、やはり狂犬病の、予防
注射というのはやっぱりふやしていく
というのが、市民の目線から見ても安全
というか、そういう目線から見ても、こ
の率というのはふやしていかなければい
けないのではないのかなと、そういうふう
に思うんですけども、実施件数等を見ま
すと平成18年から平成19年の比較
をしますと、約264件だったと思うん
ですけども、件数がふえているというよ
うなことでございます。そういった中
で、これにつきましては、やっぱり天候
のかげんも結構あろうかと思えます。や
はり、特にことは雨で順延になって、
さらに雨で降って中止になったというよ
うなこともお聞きしまして、結局どこに
行ったらええねんというようなことが市
民の方からのちょっと問い合わせ等々も
ありましたので、そういう形で、やは
り順延しなくてもいいようなところで、
そういう場所設定も含めて、また検討し
ていただければと、そういうふう
に思いますので、この辺についてはまた
要望とさせていただきますので、また
その辺でよろしくお願
いしたいと思えます。

決算書56ページの一般寄附金の件
なんですけども、4件ということで、押
し並べると1件10万円程度になった
ということでございますけども、やは
りこれは寄附者みずからの意思とい
うことでい
ただいて、そういう関係もござ
いますので、福祉関係について使
っていただきたいというお申し出
があれば、それについて支出
をしていくというようなことも、

また今後ちょっと考えてもらえたらなと、そういうふうに思いますので、これにつきましても、要望ということにさせていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、62ページの環境業務課に係ります資源ごみの売却収入ですね、ペットボトルの売却の分で、その半分になった、そういうことで、この半分になった分を計上したということでお聞きしましたけども、今のこのペットボトルの単価について、1点だけお聞きしたいなと思います。

それから94ページの防犯灯設置工事の件でございます。答弁の中で関電柱に取りつける分が減ったと、また、自立柱いうんですか、そういう分も減ったという中で、その分が影響して37%の減になったというお話でございますけども、事務報告書の中で、防犯灯設置の工期ですね、11月からってなってると思うんです。これにつきましては、先ほどのご答弁の中で自治会長からの申請ということも言われておったんですけども、その期日が5月末だったと思うんですけども、ということで、若干タイムラグいうんですかね、というのがあるんじゃないのかなと。だから今つけてほしいということで申請されているというような認識の上に立って、工期というのは短くする、工期までの準備期間というのもひとつ短くするべきじゃないのかなと、そういうふうに思うんですけども、5か月間の約5か月間タイムラグというんですか、申し込みがあってから計画するまで約5か月要しているということでございますので、その辺の時間短縮が必要ではないのかなと、そういうふうに私は思うんですけども、その辺の考えについて1点お聞きしたいなとそういうふうに思います。

94ページの、この防犯灯の維持管理の件なんですけども、設置灯数については、258と市内全域でそういう形になります。ちょっと議事録等々見させてもらった折に、暗いとかひったくり等々が発生したというようなことも踏まえて、警察等々からここ設置してはどうかと、そういうお話もあって、平成17年については7灯、平成16年については63灯つけたようなことで、ちょっと議事録の方で載っておったんですけども、そういう中で、ことし平成19年度につきまして、そういう自治会長さん以外からのお申し出というか、そういうところの防犯灯の設置があるのかないのかということだけ、お聞きしたいと思います。

それから、98ページの件で、地域活性化事業の件でございます。これにつきましては、やはり参加人員の件もあるんですけども、やっぱり自治会加入世帯数について、やっぱり減ってきていると、そういうような現状でございます。

先ほど、実施事業内容についてご報告があったんですけども、これは一遍、ちょっと委員長にお願いさせていただきたいんですが、先ほどの業務内容の件ですね、ちょっと資料としていただけないかなと、地域活性化事業の中の事業内容を、資料をいただけないかなと、そういうふうに思いますので、また委員長の方で、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

この件につきましては、平成10年度から一応実施しているような感じだと思います。その中で、当初、実施、平成10年度のときは、1年当たりの均等割は50万円があって、1世帯当たり100円という負担金をかけて各自治会への補助ということをしておられると思うんですけども、その後、均等割が50万から45万に減額と、それから、世帯当たりも

100円から90円に下がったということもございます。その辺のちょっと昔のことかもしれないですけども、この経緯と今の配付の金額について、どういう認識をされているのかなということをお聞きしたいと思います。

それから、決算書の108ページ、非常勤職員等賃金の件でございます。先ほどのサービスコーナー5か所でされている方の賃金ということで、差額については産休とか育休等の関係があったということもでございます。また、時間も開所している時間もあるんですけども、先ほどもございましたように、千里丘、正雀、南摂津、こういうところは夜7時までされているということで、別府、鳥飼というのは5時15分までということもでございますけども、最初に言った3か所につきましては、やっぱり駅から近いところだと思うんですね。駅から遠いところの方が開所時間が早く閉まっちゃうというようなこともございまして、市民サービスコーナーを利用されている件数の件もあるかもしれないんですけども、この辺、市内同じように一律にサービスするという観点から、僕の思いは19時統一というような思いもあるんですけども、その辺についてどうお考えされているのかなと、そういうことをお聞きしたいなと、こういうふうに思います。

それから122ページの障害者施策推進協議会委員報酬の件でございます。先ほど、79%の減というようなことでの差額ということもお聞きしました。そういう中で、平成20年度につきましては、第2期の障害者の計画を立てられているということでもございますけども、今の第1期ですね、18年からこの平成20年という中で、中間年にちょ

うど当たるわけなんですけども、その中間年として第1回の障害福祉計画ですね、平成19年度の実績を見てどういう認識をされているのかなということをお聞きしたいなというふうに思います。

それから、122ページの障害者介護給付費等支給審査会委員報酬の件につきましては、わかりました。これにつきましては、今度またしっかりと地域生活とか就労、そういったことを勘案して、しっかりとまた調査をしていただきたいなと、このように思いますので、これについてはまた要望としておきますので、よろしく願いいたします。

それから122ページの報償金の件でございます。これにつきましては、かがやきプランの件だとか、心の再生云々というお話もございました。これにつきましても今後またしっかりと市民の状況等々を見て、開催等もふやしていただきたいなと、そういうふうに思っておりますので、この辺もまた要望とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、124ページのエレベーター・自動ドアの保守の分ですね、これについてはわかりました。数年前ですね、エレベーターの事故等々が発生したかというふうに思うんですけども、そういうことも踏まえて、またしっかりと点検等々していただくように指導等々またお話し等々お願いしたいなと、そういうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから126ページのJR千里丘駅のエスカレーターの分ですね、これにつきましては、ちょっと1点お聞きしたいんですけども、委託料の件なんですけども、これは平成19年度予算と決算と同額ということもでございます。平成18年度につきましても、これ予算と決算につきま

しても平成19年度と全く同じということで、それから平成17年度につきましては、この平成19年度の決算と比べて1,000円安いという形で契約をされておりますけども、この辺の3か年、ほぼ同額という中で、本来ならば人件費とか若干上下しますから、ちょっと上がり下がりがあってもいいのじゃないかなと、そういうふうに思っているんですけども、この辺の3か年同額ということにつきまして、どういうことで契約されているのかということも踏まえて、また認識もということも踏まえて、ご答弁お願いしたいなというふうに思います。

それから、128ページの地域福祉活動拠点ということで、これ基本的には、将来的には小学校1単位で1か所ということ踏まえておるんですけど、中間年に向けまして、中学校校区1か所ということで目標で今されておられます。そういった中で、活動拠点につきましても、摂津市の地域福祉計画ということで、平成17年から21年の5か年計画ということでされておりますけども、その中で、今の地域福祉計画の中間の見直しということもちょっと書かれていたというふうに思うんですけども、この平成19年度決算を踏まえて、どういう見直しをされるのかなということを1点お聞きしたいなというふうに思います。

それから132ページでございますけども、国民健康保険特別会計繰出金の件でございます。

法定外の繰り出しということで、2億7,000万強ということでもありますけども、この2億7,600万か700万というのが、3か年くらいほぼ同額というようなことでもございます。その辺について、近隣で法定外の繰り出していない行政あるのかなのかということをお

聞きしたいのと、それから、これももし、法定外がもししなければ、今の保険料というのが、どれくらい上がるのかなということをお聞きしたいと思います。

次に、134ページの件なんですけども、独居・ねたきり老人訪問の件でございます。今、この訪問が442人の方に訪問をされたということであるんですけども、この事務報告書の中だと思っておりますが、ひとり暮らしの安否確認、ホームヘルパー派遣という中で、対象者は1,175名という数字が挙がっております。その辺で、今の独居の老人数ですね、わかればお聞きしたいなと、そういうふうに思います。

それから142ページ、ファミリーサポートセンターの運営委託料の件でございます。これにつきましては、先ほどありましたような産休とか育休の関係で減ってきているということもございますけども、これについては、事務報告書の中では、やはり平成18年度と比べまして、依頼会員もそれから両方会員も、それから援助会員もすべてふえてきているというようなことでもございますので、要は受け皿が徐々にふえてきているというようなことでもございますので、その辺で、しっかりと運営をしていただくという中で、またさらに皆さんにPRをもっとしていただいて、活用していただくような形ではないと、この依頼会員また両方会員、援助会員という方につきましても、せっかく私の思いで申し込んだのにとということもありますので、その辺でまたしっかりと、この辺はPR等々も踏まえて利用件数の増加を要望させていただきたいなと、そういうふうに思いますので、よろしくお願いたします。

それから、152ページの二次診療の

件につきましてはわかりました。いろいろと算定の中身がほぼ人件費等々があるという中で、この三次救急につきましては一昨年の実績数でもって掛ける1万円かだったと思うんですけども、それでこの負担金としてお支払いしているというようなことでもございましたので、この辺の二次救急につきましては、またこの辺の先ほども山崎委員の方からもありましたけども、市民の方の健康といいますか、救急搬送等々につきましても、またしっかりと三島の保健医療協議会ですかね、そういうところでの会合もあるかと思えますので、その辺で健康を守る、そういう観点からその辺は体制をしっかりと充実していただけるようにということで、これは申し入れをしていただきたいなど、そういうふうに思っておりますので、これも要望としておきます。

それから、154ページの胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がんの件ですね、これにつきましては、平成18年度と比較して平成19年度は乳がんの件がたしか2日ほど減っていたと思うんですね。この辺で、受診率を上げようという中で、この平成20年度は約倍近い形で日程設定していただいたと思うんです。また、土曜日も2日間入れていただいたという中で、この受診率向上ですね、平成20年度決算に向けて、また一つの楽しみという中でさせていただきたいと思うんですけども。

その中で、検診も土曜日の日数もまたちょっとふやしてもらえないかなど。また、日曜日もある意味では設定してはどうか。特に今、共働き等々が結構ふえてきているような社会状況でもありますので、その辺で土、日の設定もまたあわせてちょっと考えていただけたらなど、そういうふうに思います。

それと、あと、胃がんの検診、今、バリウム飲んで云々だと思うんですけども、これをどうしてもちょっと気持ち的に抵抗感があるというような方もやっぱりおられます。その辺で、胃カメラにつきましても、できたらまたできるような体制を考えていただけたらなど。だから、胃カメラ検診でいきますと、そのときで終わると。バリウムだと後ちょっとありますから、その辺のちょっと抵抗感を踏まえて、これについては胃カメラの検診も加えていただけたらなど、そういうふうに思いますので、またその辺でよろしくお願ひしたいと思います。

ノーバディーズパーフェクトプログラムの委託料の件でございます。これにつきましては、また今後しっかりとこういう不安を抱えておられる方というのが、またそんな減ることは多分予測はできないというか、ふえてきたら困るんですけども、ゼロにはならないだろうなど、そういうふうに思っておりますので、この辺については、しっかりとお父さん、お母さん等々、親の意見を聞けるということで安心感が生まれてこようかと思えますので、この辺についてはしっかりとまた安心して育児ができるようにという中で、この辺のまた充実もお願いしたいなど、そういうふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、可燃ごみの運搬委託料の件でございます。今、可燃ごみ一炉運転を目指してという中で今やっているんですけども、この分別収集を始めた平成12年からこの5か年のごみ減量というのは大阪府下1位というような現状でもございました。そういう中で、特にごみ収集、先ほどもありましたけども、直営と委託という中で、今、エリアを分けておられると思います。この直営と委託のエリア

について、若干ご答弁があったんですけども、再度、細かくというか、という中でお聞きしたいなと思いますし、また、あと一炉運転について、あとどれぐらいの量を減らせば一炉運転になるのかなということで、その辺の減量数についてお聞きしたいなと思います。

それから、162ページの不燃ごみの件でございます。これについては、今2業者でそれぞれ各2台で委託をされているというようなことでございます。この20%の当初予算と決算の差額につきましても、不燃ごみの排出量が減ったということでございます。今、この不燃ごみの件なんですけども、燃やさずに処理しているというのが摂津市と豊中市かなというふうに認識しております。そういう中で、不燃ごみの中で、本会議のときもあったかと思うんですけども、まだ廃プラというリサイクルについても、今後またしっかりと目を向けていかなければいけないのじゃないのかなという中で、リサイクルをした場合の不燃ごみの排出の委託料がどうなるのかということをお聞きしたいと思っております。

それから172ページの市民農園の件でございます。これも今まで何回か団体ではなく個人貸しができないのかなということで、いろいろと話をさせていただいた中で、検討します、検討しますという中で、ここ私も二、三年待ってるような状況なんですけども、この団体の定義について、例えば2人で行くと団体という形で使用が可能になるというようなことも考えられるんですけども、団体の定義ですね、何人という形でまた人数なりほかの条件もあるかもしれませんけども、これについてお聞きしたいと思っております。

それから、176ページのデータベースの件ですね、いろいろと新規登録22

件ありましたという中で、これもたまたまといいますか、転出、廃業等の調査の中で見つかったというようなご答弁であったかなと、そういうふうに思います。やはり、これについても平成19年約120万円というお金をかけている、そういう中で、やはりこういう転出とか廃業とかそういう絡みの調査ではなくて、再度、全市内データベースをやるべきじゃないのかなと。せっかく平成15年度に国から補助金もあったんですけども、そういう中でしっかりと1回はやったわけですから、これにつきましては、もう一度、市内の事業者の管理ということじゃないんですけども、PRも含めてホームページに載せておられるんじゃないかなと、そういうふうに思いますので、これについて、一応市内全体のデータベース管理について、新規も含めて、どういう形で今後取り組んでいかれるのかなということをお聞きしたいなと、そういうふうに思います。

最後、環境騒音の件でございます。これにつきましては、いろいろと騒音の件だとか、野焼きの件だとかいう形でいろいろと陳情の件数だとか内容とかいうことで、報告今いただきました。こういう公害というのは、やはり生活環境が悪化するというような懸念も考えられますので、これにつきましては、しっかりとまた生活環境の向上という中で陳情等があれば、またしっかりと速やかに対応していただけるように、これも要望とさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○上村高義委員長 今、委員から資料要求ありました地域活性化補助事業に関する事業内容のリストということで要望がありました。これについての、これは時期と内容と参加人数等々のデータでいいで

すか。校区別のデータを近々に提出をお願いしたいと思います。

今の村上委員の質問があったんですけども、答弁ずっと勘案しますと、時間が大分過ぎそうなので、本日の委員会はこの程度にとどめ、散会ということで、ご了解を賜わりたいと思います。

今回は、26日10時からでございますので、場所はまたこの場所で、答弁される方は時間ありますので、質問者の意向をよくよく十分に確認していただいて、聞かれたことのみ答弁するように。

以上で本日は散会します。

(午後4時58分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 上村高義

民生常任委員 山崎雅数